

地名 散歩

第93回 半濁音で始まる地名はあるか

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

ずいぶん前の話だが、「日本一の赤字線」として有名だったのが美幸線である。同線が走る北海道美深町の町長が東京の銀座でこれを宣伝してニュースになった。全長21.2キロの美幸線に二つある途中駅の一つが辺溪駅。「ペンケ」と読み、恐らく「ペ」の字で始まる唯一の存在だったと記憶している。その割にはアイヌ語でペンケといえは「上流側」を意味するもので、どのような字を当てるかは別として、北海道ではどこにでもある類の地名だ。

残念ながら日本一の赤字線は、町長のアピールにもかかわらずその後も収支は改善せず、昭和60年(1985)に廃止されている。それより少しだけ長生きしたのが、ペンケとは対概念の「下流側」を意味するパンケに由来する班溪駅(パンケーキと同音!)である。オホーツク海に面した興部駅から10キロ少々興

部川を遡ったあたりで、名寄本線の仮乗降場として登場した際には全国版の時刻表にも載っていなかった。それが昭和62年(1987)にJR北海道に移管されて正式な「駅」となったのも束の間、2年後の平成元年(1989)5月には名寄本線そのものが廃止されて消えている。

半濁音で始まる駅名を調べてみれば、英語由来のポートターミナル(神戸市・ポートアイランド線)などはあるけれど、その類を除けば現在では北海道の宗谷本線、比布駅だけだろう。「びっぷ」は3文字中2文字に半濁音が付くツワモノで、一時期は「ピップエレキバン」という商品を宣伝するテレビCMに登場するなど注目度は高かった。この駅のある上川郡比布町は、1,741を数える日本の自治体(令和元年11月現在)の中でも半濁音で始まる唯一の自治体だ。つまりローマ字で書いたときに



ピウカと読んだ頃の北海道上川管内の美深村(現美深町)。西を流れる天塩川に石ころの河原(ピウカ)が広がっていたのか。1:50,000「名寄」大正13年(1924)測図



宗谷本線天塩中川駅は昭和26年(1951)まで誉平(ほんびら)。ペンケ内(上流側の川)とパンケナイ(下流側の川)の地名も見える。1:200,000「枝幸」昭和4年(1929)製版

Pで始まる市町村はここだけなのである。

かつては半濁音で始まりながら、駅名が変わったケースもある。たとえば宗谷本線の天塩中川駅はかつてしおながわ誉平と称した。ポンピラは「小さな崖」を意味するが、村名に合わせて昭和26年(1951)7月20日に改称した(同39年に町制施行して現在は中川町)。ポンピラという響きはいかにも愛らしく、駅名を自治体名に合わせたとはいえ、改称は残念だった。ここから先は私の趣味の与太話なので無視していただいても結構だが、中川という地名は本州に非常に多いので目立たない。ここはぜひとも町名と駅名を同時に誉平に改めることを提案したい。注目度はずっと上がること間違いないしだ(?)。

字は変わらないのに、読み方が半濁点から濁点に変わったのが、その天塩中川から天塩川と宗谷本線を60キロほど遡った前述の美深町である。この町は当初「ピウカ」と読んだ。石の河原を意味するアイヌ語に由来するそうだが、明治44年(1911)に開業した宗谷本線(当時は天塩線)の美深駅は「ぴうか」と読ませた(歴史的仮名遣いも同じ)。当時の自治体名は下名寄村であったが、大正9年(1920)に駅名に合わせて美深村としている(手元の資料では村名は当初から「びふか」らしいが、左ページの地形図では村名も「ぴうか」)。

アイヌ語由来の貴重な読みを続けていた宗谷本線美深駅であったが、誉平駅が天塩中川に改められた同じ昭和26年の7月14日(天塩中川よりなぜか6日だけ早い)に読みが「びふか」に変更された。これは20年以上も前の話だが、町名と旧駅名の違いに疑問を持って美深町役場に電話したことがある。役場の人の

話では「年輩の人は今でもピフカと発音しています」とのことで、ピウカでもビフカでもなく、ピフカと中間的なのが印象的だった。

さて、アイヌ語由来の地名が多い北海道はともかく、本州以南で半濁点で始まる地名はきわめて少ない。私が思いつくものとしては京都の先斗町ほん と ちようくらいだろうか。三条大橋の西詰近くから鴨川沿いに南下するのが通称先斗町通で、正式な「町名」ではないが知名度はきわめて高い。やはり先頭に半濁点の言葉が本来の日本語にはない(擬声語のピカピカ、ぼっかりなどは例外)こともあってか、鴨川の砂洲の、先端部を意味するポルトガル語のプンタ(Punta = 岬など)が由来とされている。

日本古来の地名として半濁点が使われるのは語頭ではなく、たとえば六本木のような用例だ。数え方の単位としての「本」を日本人は特に意識もせず1本、2本、3本という具合に使い分けているが、このうち「いっぽん」「ろっぽん」「ひゃっぽん」などが半濁点になるのは、促音便化に伴う用法だ。何はともあれニッポンと読む国号もそうだし、別府(大分県別府市他)、日暮里(東京都荒川区)、鉄砲町(岐阜市など)、追浜(神奈川県横須賀市)、日本橋(大阪市浪速区)、越辺川(埼玉県)、日橋川(福島県)など数多い。他に南平台(東京都渋谷区)、善福寺(同杉並区)、天白区(名古屋市)、金毘羅町(山口県下関市など)といった「ん」の次に来る撥音便タイプもある。思えば源氏と平家で「源平」合戦と意識せずに読み替えられるのは日本語ネイティブを実感するが、昨今では「この電車はさんふん遅れています」などとアナウンスする若い車掌さんも出現しているから、少しずつそれも崩れていくかもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.755
2019 December



表紙写真

「朝の奈良公園」

第34回写真コンクール入選
尾崎 峻●奈良会

毎朝奈良公園を通過して事務所へ通勤しています。撮影当日朝から奈良公園全体が一年で数日しか見れないような朝もやに覆われ、暖かい陽射しの中で草をついばむ鹿たちがとても印象的だったので、車から降りて思わずシャッターを切りました。

地名散歩 今尾 恵介

03 平成31年／令和元年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 鈴木 泰介

06 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第69回 境界確認と不在者財産管理人の関係について

境界確認における不在者財産管理人等と土地家屋調査士の関係性について

司法書士 正影 秀明

10 令和元年度 第1回全国会長会議

15 土地の表示に関する登記の沿革(12)

都城市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

19 愛しき我が会、我が地元 Vol.70

三重会／熊本会

22 第21回弁護士業務改革シンジウム

25 ADR民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

土地家屋調査士制度制定70周年記念

28 第35回写真コンクール作品募集

30 会長レポート

32 会務日誌

34 令和2年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

35 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます！

36 政治連盟の活動と使命

38 セコムパスポート for G-ID土地家屋調査士電子証明書の発行について

40 土地家屋調査士名簿の登録関係

41 令和元年 秋の黄綬褒章

42 ちょうさし俳壇

43 番外編 全国一斉不動産表示登記無料相談会

44 ネットワーク50

長野会／大阪会

46 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテ Map

47 編集後記



平成31年／令和元年を 振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 鈴木 泰介

日頃は、連合会の会務運営に当たり、ご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。今年度より副会長を務めさせていただいております千葉会の鈴木泰介です。今年1年を振り返るということですが、前半は平成最後の4か月間、後半は令和最初の8か月間となり、この1年は、日本国民にとって大きな節目の1年となりました。土地家屋調査士を取り巻く環境も所有者不明土地問題や、国民の意識の変化に伴い大きく変化しており、その変化する社会情勢に対応すべく様々な活動を行っており、日本土地家屋調査士会連合会にとっても、非常に重要な1年であったと思います。ここに平成31年及び令和元年を振り返り、主な連合会の活動について紹介させていただきます。

土地家屋調査士法の改正

令和元年6月12日、土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布されました。この改正法においては、近時の土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が一人の土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講じています。なお、改正法の施行は、公布の日から1年6月以内とされており、令和2年の夏以降に施行される見込みです。

この改正に当たっては、日本司法書士会連合会とともに昨年より関係機関との協議を続けてきまし

た。特に第1条は、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と改められました。この条項によって、私たちの業務範囲が拡大されたわけではありませんが、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という文言が追加されたことは、今後の土地家屋調査士の進むべき道を示しているように感じています。また、「国民生活の安定と向上に資する」ことが私たちの使命として明記されたことは、業務を通じて社会に貢献していく姿が評価されたものであり、将来は国民から更に期待される職業となることを示唆しています。

これからも私たちは国民の期待に応えるべく、研修制度の充実などにより、資質の向上を図って行かなくてはならないと感じています。土地家屋調査士法の改正に伴い、令和2年には、土地家屋調査士法施行規則、日本土地家屋調査士会連合会会則、各単体会則の改正、土地家屋調査士職務規程の新設、土地家屋調査士調査・測量実施要領の改正が予定されており、現在、その準備を進めているところです。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

令和元年5月17日、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立しました。

この法律は、所有者不明土地問題への対策の一つとして、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は

名称及び住所の全部又は一部が正常に登記されていない「表題部所有者不明土地」について、その登記及び管理の適正化を図るために必要となる措置を講ずることにより、その権利関係の明確化及びその適正な利用を促進しようとするものです。

具体的には、(1)表題部所有者不明土地の登記の適正化を図るための措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに、所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるための不動産登記法の特例が設けられました。

また、(2)所有者の探索を行った結果、所有者を特定することができなかつた表題部所有者不明土地について、その適正な管理を図るための措置として、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする制度が設けられました。

なお、本法津は、(1)については、公布の日から6月以内の政令で定める日、(2)については、公布の日から1年6月以内の政令で定める日から施行されることが予定されています。

この立法過程において、連合会として関係機関と様々な協議を行ってまいりました。この法律において、土地家屋調査士は所有者等探索委員に任命され、表題部所有者不明土地の所有者を探索することや、裁判所が選任する管理者に選任され、表題部所有者不明土地を適正に管理してゆくことなどの活躍が期待されています。

オンライン登記申請

平成17年3月7日に施行された改正不動産登記法により、オンラインによる登記申請が認められたものの、当初数年間のオンライン申請率は、0.1%に満たないものでした。平成23年2月に法務省による「登記・供託オンライン申請システム」の稼働開始によって、オンライン申請率は30%を超え、また、平成27年6月1日からは、法定外添付書類の原本提示省略の取扱いが始まるとそれに伴いオンライン申請率は更に上昇しました。

数年越しの協議がようやく整い、本年、11月11日から、土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合におけ

る添付情報の原本提示の省略に係る取扱い(調査士報告方式)の運用が始まり、委任状も含む全ての添付情報について原本提示の省略が実現し、原則として登記所に出向いたり、郵送をすることなく登記が完了することが実現しました。

オンライン申請は、国民の利便性の向上や国の事務の効率化に加え、私たちの職業を適正に守っていく側面も持っています。皆様のご協力をお願いします。

民法・不動産登記法改正に向けて

私が出席していました「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会(法務省主催)」の最終報告書が平成31年2月28日に発表され、法務大臣が民法や不動産登記法を見直すことを法制審議会総会で諮問したことを契機に、同省大臣官房司法法制部において「法制審議会民法・不動産登記法部会」(全14回開催予定)が平成31年3月19日に設置され、会長が委員として出席しています。連合会として、相続登記の義務化や土地の管理責任など、様々な提言を行っており、令和2年には、民法・不動産登記法が大幅に改正される見込みです。

中央実施型新人研修

令和元年6月1日(土)～3日(月)までの三日間、東京都調布市のNTT中央研修センタにおいて、日本土地家屋調査士会連合会が主催する、初の中央実施型新人研修「第1回中央新人研修会」が開催され、全国から集った341名の受講者が同研修を修了されました。受講者の皆様におかれましては、三日間にわたる研修、お疲れ様でした。土地家屋調査士としての基本的知識、職業倫理など、土地家屋調査士となるために必要な基礎を理解され、身に付けられたことと思います。私たちは、モノではなく資質を売る職業であり、資質の向上には入会時に限らず、常に真剣に取り組んでいく必要があります。

70周年記念事業の準備

昭和25年7月31日、土地家屋調査士法(法律第228号)が成立しました(同日施行)。すなわち、令

和2年は、土地家屋調査士制度が誕生して70年の節目を迎える年となります。

また、昭和35年3月31日、不動産登記法の一部を改正する等の法律(法律第14号)が成立しました(同年4月1日施行)。この不動産登記法の改正により、不動産の物理的状況を把握するために設けられていた土地台帳・家屋台帳制度と、権利に関する登記を公示するために設けられていた不動産登記制度が統合・一元化されたことにより、表示に関する登記が誕生したといえますので、令和2年は、表示に関する登記が誕生して60年の節目をも迎える年となります。

土地家屋調査士にとって記念すべき令和2年をど

のように迎えるのか、ただのお祭りで終わるのではなく、次の70年につながるような仕組みを準備委員会が中心となって議論をしています。

まだまだご紹介したい事業もたくさんありますが、来年も目に見える成果を出せるよう役職員一同頑張っまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひします。

最後に、本年も台風による風水害など、多くの災害に見舞われました。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、令和2年は平穩な一年となることを願って結びの挨拶とさせていただきます。



事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第69回 境界確認と不在者財産管理人の関係について

境界確認における不在者財産管理人等と土地家屋調査士の関係性について

司法書士 正影 秀明

司法書士であり、不在者財産管理人・相続財産管理人に関する本『相続財産管理人、不在者財産管理人に関する実務』（日本加除出版株式会社）を書かせていただいた者として、不在者財産管理人・相続財産管理人に関する概念を紹介するとともに、境界確認に対する土地家屋調査士の方々との関係を述べる。もちろん、関係性は大きく、土地家屋調査士の方々との協力関係を密にすべきと考慮する。

第1 不在者財産管理人とは

不在者財産管理人とは、土地家屋調査士の皆さんもよく御存じではあるが、行方不明の方に代わって、行方不明者の財産を管理する者である。ただ、意外に見落とされているのは、選任を申し立てる者は、利害関係人であり、不在者財産管理人とは利害が反する場合が多いということである。つまり不在者財産管理人は飽くまで不在者の財産を管理するための者であり、申立人の希望をかなえるために選任された者とは限らないということである。

実際にどのような場合に申し立てられることが多いかといえば、①遺産分割を行おうと思っても、相続人のうち一人が行方不明のため遺産分割が行えないので、不在者財産管理人を選任し、不在者財産管理人が不在者(相続人)の代わりに遺産分割協議を行うもの、②行方不明であるが死亡しているかはっきりしないため、死亡と認めてもらうための手続である「失踪宣告」の手続を関係者に代わって不在者財産管理人に行ってもらった場合などが挙げられる。単純に不在者の財産を管理するというよりは、様々な人間関係において、関係者が行方不明であるため手続等ができないので、手続を行うために選任されるということも多いということである。

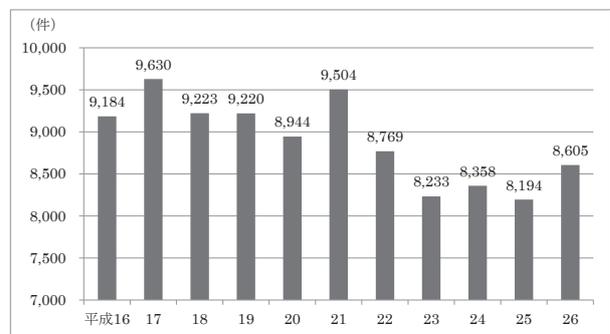
不在者財産管理人の仕事である業務の多くは、不

在者の財産を管理することではあるが、よく間違えて理解されていることもある。それは、申立人が目的とした事柄が終われば不在者財産管理人の仕事が自動的に終了するわけではないことである。申立人が目的とした仕事が終わっても、不在者の財産が残存していれば、不在者財産管理人の管理業務は継続することになる。申立人は、一つのことをしてもらいたいために不在者財産管理人を申し立てることが多いが、選任された不在者財産管理人は、不在者に関する財産管理の全てを行うことが仕事であり業務だからである。

現実的に、社会において不在者財産管理人の選任は増えているだろうか。統計的には、相続財産管理人と異なり、毎年増加しているわけではないという点で異なっている。

なお、不在者財産管理人は、弁護士、司法書士が選任されることが多いが、報酬との関係もあり、事案によれば、行方不明者の関係者が選任されることもそれなりに存在する。

(図) 不在者財産管理処分件数の推移(平成16年～26年)



(注) 最高裁判所「司法統計年報」による。

第2 相続財産管理人とは？

相続財産管理人についても土地家屋調査士の皆さま

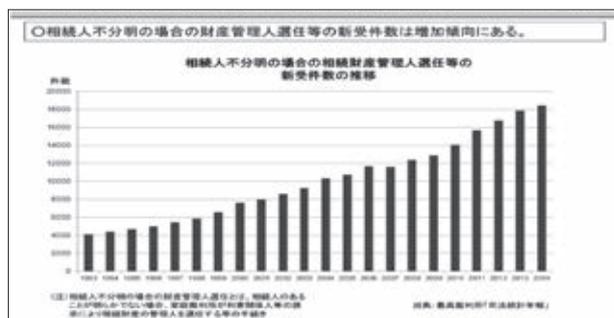
んがよく御存じの相続人がいない場合の被相続人の財産を管理・清算する者である。相続財産管理人について、誤解されている部分は、「相続財産管理人」という名前から来るともいえる部分である。業務は飽くまで相続財産を清算することであり、管理は飽くまで清算する途中の段階のため、管理がメイン業務ではないのである。この被相続人が残した財産を清算するということは、不在者財産管理人とも大きく違う点である。不在者財産管理人が飽くまで清算はしないで管理するのが仕事だからである。相続財産管理人では、基本的に被相続人の残した財産を清算しないと業務が終わらないのである。

この点では、不動産に関する世の中の動きが現実の相続財産管理人の業務に大きく影響していることもある。都会を除く田舎においては、不動産は負動産と化し、売却して清算しようにも売却できず清算が終われないという、業務的な大問題が発生しているからである。

選任を申し立てられる目的については、従来は、債権の回収のため、特別縁故者が相続財産を取得するため、市町村等が土地等を買収するためが多かった。

相続財産管理人の選任数は、年々増加の傾向にある。これについては、違う面から見た二つの要素が増えているからといえる。一つは、被成年後見人が死亡したが相続人がいない場合の財産の管理・清算を、相続財産管理人に行わせるようになった点、また別の面からは、借金を相続しないためでなく、いわゆる田舎の不動産は価値がなく相続したくないという点での相続放棄が増え、最終的に相続人が不在になるケースが増えた点である。

相続財産管理人に選任されるのは、通常、弁護士、司法書士である。一般人は余り選任されない。



第3 境界立会いに利用されるケースは？

境界立会いに不在者財産管理人・相続財産管理人が登場するのはどのような場合であろうか。これについては、土地家屋調査士の皆さんはよく御存知のことであろう。

不在者財産管理人の選任を申し立てるのは、境界の立会いを行うべき隣接地の所有者が行方不明の場合である。行方不明といっても、それなりの調査を行っても行方が不明の場合である。選任を申し立てられた家庭裁判所においても行方不明かどうかを調査する。申立人より家庭裁判所の方が調査能力が高いこともあり、現実には、裁判所が行方不明者を見付ける場合も少なくない。

相続財産管理人の選任を申し立てるのは、境界の立会いを行うべき隣接地の所有者に相続人が存在しない場合である。もちろん相続人が戸籍上存在しないだけでなく、相続人が裁判所へ相続放棄を行い、法律的に相続人でなくなり、最終的に法律上相続人が存在しない場合も含まれる。

第4 実際に選任すべきか否かの問題

行方不明者がいるから不在者財産管理人を、相続人がいないから相続財産管理人とよくいわれるが、現実的には、どのような場合に選ぶべきかが重要になってくる。

それは、財産管理人が使う費用、財産管理人の報酬は、行方不明者、被相続人の財産から使用されるからである。単純にいうと行方不明者、被相続人の残した財産が少なければ管理人自体が活動できなかつたり、報酬がもらえなかつたりということになる。

特に金銭的な財産が残されていない場合が、問題になる。金銭的な財産が残されていない場合、管理人が活動する費用・報酬がないため、選任を申し立てる段階において裁判所から予納金が請求される。具体的金額は裁判所により異なるが、30万から100万程度は請求される。東京、横浜、大阪、名古屋等の都会においてはほとんどが100万円請求される。理論的には残れば返されることになっているが、実際には返還されない場合も多い。つまり、申し立てるには、申立人としては解決したいことに係る費用

が予納金を支払っても問題ないかを考えざるを得ないことが現実の重要な問題になる。そのため、境界の立会いのために管理人を選任する場合、費用面での考慮も忘れてはいけないのである。

第5 不在者財産管理人等と土地家屋調査士の境界立会いの関係は？

(1) 境界立会いを考慮する資料として

不在者財産管理人と境界確認、境界立会いについての原稿依頼を受け、参考に境界立会いに関する研究論文(平成24年度に研究所で作成された「土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化の研究」)を拝見させていただいた。それでは、平成24年のこの論文を基に不在者財産管理人・相続財産管理人が境界確認において、どのように対応するかを考慮してみたい。

(2) 境界立会い実施の一般的問題点としては

境界立会いを行う際の日常の問題のうち、「境界立会い実施が不能な場合」として、「隣接等関係土地所有者に立会いを依頼したが、現地における立会いに対して関係者が不応答で、境界立会いが実施できないケースである。」と述べられている。その問題につき、具体的なケースも挙げられているが、そのケースにおいて、不在者財産管理人・相続財産管理人が境界立会いを依頼された場合は、具体的にどのような行動を取るかを当てはめてみたい。

境界の立会いに応じることができない場合として、①物理的・身体的に現地に出向くことが不可能、②時間的に不可能、③知識的に不安があり、「立会い」「押印」への消極的姿勢が挙げられている。さらに、具体的には、ア・相隣関係に問題があり、感情的・精神的に応じられない場合、イ・境界確定を必要とするものの都合により、必要としていない関係者として応じることへの理解が得られない、ウ・遠隔地に居住しており、現地に赴くことに距離的・時間的・費用的な制限がある場合、エ・仕事その他の事情により、時間的な制限がある場合、オ・知識的に不安があり、「立会い」「押印」への不安から消極的姿勢を持たざるを得ない場合、カ・高齢等の理由により現地確認に出向くことができない、キ・高齢等の理由

により判断能力を欠く場合、が挙げられている。

(3) 一般的問題点を不在者財産管理人・相続財産管理人に当てはめてみると

では、具体的な問題について、不在者財産管理人・相続財産管理人が関係者である場合、境界立会いに実際にどのような対応を取るかを当てはめてみたい。

□ア・相隣関係に問題があり、感情的・精神的に応じられない場合、

☞不在者財産管理人・相続財産管理人は、自分が管理している財産に対して問題があれば業務上対応する必要がある、その結果は裁判所へ報告する。そうであれば、感情的・精神的に応じないということは通常あり得ないと思われる。

□イ・境界確定を必要とするものの都合により、必要としていない関係者として応じることへの理解が得られない

☞不在者財産管理人・相続財産管理人は、自分が管理している財産に対して境界確認が必要とされれば、無視することはできず、境界確認に対応しなければ、管理人としても職務を怠ることになりかねない。

□ウ・遠隔地に居住しており、現地に向くことに距離的・時間的・費用的な制限がある場合、

☞不在者財産管理人・相続財産管理人は、財産を管理するために基本的に財産の所在地の近くに事務所又は自宅があると考えられ、距離的・時間的・費用的な制限があるとは考えにくい。

□エ・仕事その他の事情により、時間的な制限がある場合、

☞不在者財産管理人・相続財産管理人にとっても、時間的な制限はあるといえるだろう。しかし、財産管理の業務のために境界立会いを無視することはないはずである。

□オ・知識的に不安があり、「立会い」「押印」への不安から消極的姿勢を持たざるを得ない場合、

☞不在者財産管理人・相続財産管理人は、元々の不動産の所有者とは異なるため、土地の所有者が持っていた知識があるかといえば、残念ながらないといえるだろう。しかし、財産管理の業務上、業務を遂行するために消極的姿勢を持つことは少なく、積極的に取り組むと思われる。

□カ・高齢等の理由により現地確認に出向くことができない、

☞不在者財産管理人・相続財産管理人は管理業を行うことを目的として選任された者であり、現地確認に出向かないことはないはずである。

□キ・高齢等の理由により判断能力を欠く場合

☞不在者財産管理人・相続財産管理人は、財産管理の職務を行うことが可能な者が選任されているはずなので、判断能力を欠くとは思われない。

(4) 問題点を当てはめた結論としては

以上のように、「境界立会い実施が不能な場合」を不在者財産管理人・相続財産管理人に当てはめれば、不能な場合に該当しないであろうとの結論が導き出される。

つまり、不在者財産管理人・相続財産管理人は、境界立会いにおいて申し分のない関係者といえるのではないだろうか。

ただ、問題点を挙げると、本来の不動産所有者である不在者や被相続人そのものではないため、本人のみが知っているような知識はないことであろうか。

(5) その他の社会の変化に対する不在者財産管理人等の関係

研究論文では、その他にも「不動産の管理に際しての今後の予測」の中で高齢化の増加による要介護者の増加を問題にしている。土地所有者の高齢化は避けてはおれないため、更に境界立会いには問題点が増えるだろうと予測している。

この点においても、不在者財産管理人・相続財産管理人が、境界立会いを行うことは問題にならないはずである。元々境界立会いも可能な人間が財産管理人に選任されているはずであるからだ。

(6) 一般人への市場調査に対する不在者財産管理人等の関係

また研究論文では、市場調査として、一般人に対してインターネットでアンケート調査を行っている。概要的にいうと、次のような質問がされている。

①「登記」を知っているか、②「土地の境界立会い」を知っているか、③「境界立会い」の依頼、経験があるか、④経験者には、立ち会ったときの感じ、誰か

に依頼したいか等である。

飽くまで一般人へのアンケートであるため、知識的に乏しかったり、不安を覚えたりということが多い。

このようなアンケートを不在者財産管理人・相続財産管理人に対して行えば、知識的には問題なく、立会い自体も問題なくできるであろうと想像できる。

(7) 論文での成年後見人からの境界立会いの受託契約の締結について

論文の中では、土地家屋調査士が境界立会いの受託契約の締結を受けるべきではないかとの提案も示されている。

この提案から導き出されることとして、次のことがいえる。成年後見人は、被成年後見人の財産管理としては専門家であるが、境界立会いの専門家とはいえないであろう。そうであれば、境界立会いの必要がある場合は、境界立会いの専門家である土地家屋調査士に依頼すべきである。また、土地家屋調査士も代理依頼のあった境界立会いに積極的に関与してはどうかというような旨であると思われる。

(8) 不在者財産管理人等と境界立会いと土地家屋調査士の関係は

論文において取り上げられた成年後見人の境界立会いと土地家屋調査士の関係を不在者財産管理人・相続財産管理人に当てはめて考慮するとどうだろうか。

結論としては、成年後見人と同じになると考えられる。

つまり、不在者財産管理人・相続財産管理人も境界立会いを境界の専門家である土地家屋調査士に積極的に委任するのがいいのではないかとということである。

確かに、不在者財産管理人・相続財産管理人は、裁判所から選任された財産管理においては専門家であるといえるが、財産管理の一部分である境界立会いであれば、境界立会いの専門家である土地家屋調査士に委任することのほうが、より財産管理においても管理精度が上がるはずだからである。

よって、不在者財産管理人・相続財産管理人に境界立会いの必要な場合は、境界に関する専門家である土地家屋調査士に依頼した方がより良い結果を導くことができるであろうし、お互いにとって良い結果になるとと思われる。

令和元年度 第1回全国会長会議

令和元年度第1回全国会長会議が、10月9日(水)午後1時から10日(木)正午まで、東京ドームホテル地下階「オーロラ」において全国50の土地家屋調査士会会長が一堂に会し開催された。司会の東野総務部次長の挨拶並びに「本年度、自然災害が多数発生していることから、大規模災害基金への募金にご協力もお願いいたします。」との説明があり、会議次第どおり進行され、2日目に意見交換・情報交換が行われた。



会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉正和

新執行部として約4か月たちました。役員一同、一丸となって対応してきた成果を報告し、執行部がもっと対応していかなければならないことに対して、皆様方のご意見を頂戴したいと思っております。



初めての試みとして、事前質問をお願いしました。急ぎよのお願いでしたが、数多くの会から質問を寄せていただきました。本当にありがとうございます。

また、千葉県で起こりました災害については、後ほど千葉会の秋山会長からの報告もあると思いますが、もしかしたら土地家屋調査士(以下「調査士」という。)が新しいステージに行けるのではないかなというような取組もしていただいております。

非常に盛りだくさんの報告と協議事項があるので活発なご意見をいただきたくお願いしたいと、挨拶を締め括った。

座長選出

司会指名により、四国ブロック協議会から徳島会の西岡健司会長が座長となり、議事が開始された。



日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)からの説明事項

國吉会長から会務報告総括・施政方針説明後、各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明が各常任理事からされた。その後、全国の各会長による質疑が行われた。(敬称略)

会務報告総括・施政方針

制度対策関係として、民法改正、不動産登記法改正の法制審議会に出席し、相隣関係の問題として相続登記の義務化及び不動産の管理人制度を作るという意見、調査士が測量において隣接地等に立ち入る際に不在者地主の土地であれば許可をとらなくとも測量等の立ち入りができるよう議論した。

不動産登記法の部門に関しては、所有者について登記簿と実在者が一致しない場合、登記に関してどのような手立てをすれば実態と一致することができるのか議論した。具体的には規則93条不動産調査報告書を利用して実態を把握し、活用できないか提言した。調査士法改正に対して、我々が考えているものを草案として連合会から法務省に提出した。

制度対策本部関係

連合会 常任理事(制度対策本部担当)内野 篤

令和元年度の所有者不明土地・空き家対策は、関係省庁からの緊急的な窓口は制度対策本部とするが、基本的には社会事業部で対応することとなった。調査士制度改革の推進として、調査士法が改正されたことによる調査士制度環境への対応は、政省令等の法改正対応を行っている。現在は法改正対応PTを設置し、案をもんでいるところである。準天頂衛星システム(QZSS)を利活用した制度の拡充として、一般財団法人衛星測位利用推進センター (SPAC)・高精度衛星測位サービス利用促進協議会(QBIC)等に出席し、情報収集と意見を述べている。調査士制度のグランドデザインに基づく対応は次の段階として、グランドデザインに基づく基本計画の策定に向けた協議を多角的な面から行っている。国際化の対応として、ミャンマーの土地登録法制の調査研究として委託事業を受けていたが、本年度末で終了し、結果をまとめることとなっている。



総務部関係

連合会 常任理事(総務部長)山本憲一

協議事項として、調査士法の一部改正に伴う関係規則の改正と連合会役員選任規則の改正の確認をした。また、調査士会の会則変更の対応として、調査士会が会則変更する際に大臣認可に該当する場合は、連合会にあらかじめ内議を行っていただきたいとのことであった。調査士会の自律機能強化の支援は大事な仕事であり例年どおり対応していく。



また、非調査士による法令違反行為への対応も適時適切に実施されるよう情報収集に努めていく。

大規模災害対策に関する検討としては、首都圏直下地震が発生した場合は、連合会の会務運営が困難になる事態を想定しており、災害時においても基本的な運営が維持できる態勢の構築を推進している。

制限行為能力者の権利の制限に係る措置の適正化等について、関係法律の整備に関する法律が施行され、調査士法の一部が変更になり、成年被後見人又は被補佐人を欠格条項から外し、それぞれ個別審査に切り替えるとのことであり、業務としては登記申請の際に注意すべき事項となる。また、業務以外では調査士会への入会及び登録についても取り扱いが変わるので注意されたい。

民間認証局に係る事項として、セコムパスポートの切り替えが順次始まっている。電子証明書の期限が切れるとオンライン申請ができなくなるので、連合会から更新の通知が届いたら、速やかに申込みをするよう、各会員への周知をお願いしたい。

財務部関係

連合会 常任理事(財務部長)金関圭子

財政の健全化と管理体制の充実として、令和元年度予算が計画的に執行されるよう管理し、改善すべき点があれば適切な方策を検討し、改善するよう努める。中長期的な財務計画の検討については、シミュレーションを通じて、連合会財政の在り方を検討している。

福利厚生においては、今年度の写真コンクールは皆様のご協力があり、無事に終了した。連合会親睦ゴルフ大会はホスト会が千葉県とあって、災害により深刻な事態だが計画どおり実行することを確認した。次年度については、京都会がホスト会である。



各種保険については、加入促進を図り、共済会事業の支援を行っている。国民年金基金への加入の促進については、今年度、合併し全国国民年金基金土地家屋調査士支部となった。調査士会の財政面における自律機能の確保については、申請があった対象の調査士会に今年度助成金の支払いの準備を進めている。

業務部関係

連合会 常任理事(業務部長) 原田克明

調査士業務に関する指導及び連絡について、「調査・測量実施要領」に「調査士職務規程の新設」を検討し、確認した。規則93条の不動産調査報告書について、現在のバージョンは2.6.3版となっている。



登記測量に関する事項として、認定登記基準点は令和元年9月2日現在で、認定226地区、1級1,815点、2級412点、3級1,062点、4級1,252点となっている。調査士会と日調連技術センターとの連携は日調連データセンターシステムの維持管理を行っており、随時更新を行っている。

変則型登記の解消に向けた取組については、本年度の対象地域について選定作業が行われているところである。調査士制度改革の推進として調査士カルテMap利用を促している。

オンライン登記申請の対応として、10月7日付けで法務省から依命通知が発信された。これは、法定添付情報をも提示省略することができる取扱いになり、「調査士報告方式」と名付けられた。運用開始は11月11日である。

研修部関係

連合会 常任理事(研修部長) 日野智幸

研修の企画・運営・管理・実施としてCPDの運用と適正な管理を行っていき、測量系CPD協議会連絡会に出席し情報交換を行っている。



令和元年度新人研修の運営・管理・実施については、初めて中央実施型として連合会が運営し、受講者346名中341名が研修を修了した。令和2年度も元年度と同様に連合会が実施・運営する方向で準備・検討を行っている。

eラーニングの拡充・整備と運用については、東京リーガルマインド(LEC)と契約を行い、5本のコンテンツを作成する予定である。研修用教材の運用・更新として、土地境界基本実務叢書(I~IV)の在庫数が少ないことから、500部ほど増刷する予定である。

ランドデザイン基本計画と連動した研修研究体系の検討として、ランドデザイン基本計画と連動した研修研究体系について検討を進めているところである。

広報部関係

連合会 常任理事(広報部長) 山田一博

外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信について、8項目を報告した。



① 日本の資格・検定というサイトがあり、調査士にはどのようなにしたらなれるか、資格の存在をアピールし、見やすい位置に掲げてもらうよう考えている。それとマイナビの転職等、学生に知ってもらえるよう広報活動として掲載している。

② ウェブアンケート「土地の境界立会いに関するアンケート」を実施した。調査士の知名度は40%程度であった。

- ③ 法務省と協力し、イベント「こども霞が関見学デー」に参画した。
- ④ 広報ツールのオリジナル野帳の在庫がなくなり、デザインを70周年記念として新しく考えていきたい。
- ⑤ 調査士の日に関するプレゼント企画は5,630名の応募があり、広報部会において抽選を行った。
- ⑥ 全国一斉不動産表示登記無料相談会については例年どおり各単位会で開催されており、結果は資料のとおりである。
- ⑦ 受験者の拡大に向けた活動として、受験専門校を5社選定し、情報共有を図りたい。
- ⑧ 調査士白書の作成については、編集作業に取り掛かる予定である。

内部に向けた組織強化のための広報について、2項目を報告した。

ア 寄附講座の実施を推進するため、人材育成、モデルカリキュラム作成等を行っていく。

イ 広報部役員・広報員がブロック協議会の役員会等、各単位会と情報を共有するため様々なことを考えている。

70周年記念事業については、登記制度創造プロジェクト(仮称)、記念式典、シンポジウム・祝賀会、研究論文等を検討し、予定している。記念グッズ等の作成については、ロゴマーク、ピンバッジ、のぼり旗を令和元年度に作成予定である。文庫本メモ、オリジナルLEDキーリング、クリアファイル、お菓子(検討中)、調査士制度発祥の地碑パンフレットは令和2年度に作成予定である。

社会事業部関係

連合会 常任理事(社会事業部長)北村秀実

公共嘱託登記の環境整備に関する事項として、北海道における再委託問題について、非常に重大なものと認識しており、北海道ブロック協議会と情報共有して課題対応を検討したい。



嘱託登記業務発注の情報収集・啓発については、

地図作成作業の入札情報を収集しているが、会員の皆様からも引き続き情報提供を頂きたい。今年度はその情報収集の項目を増加した。

地図の作成及び整備等に関する事項として、建物所在図作成に関する対応については、今年度は予算がなく試行していない。将来的な建物所在図は、建物登記の在り方を含め、検討する体制を整えたい。調査士関連業務の拡充に関する事項として、不動産取引における確定測量図や競売物件の敷地明確化等へ調査士が関与していけるように検討を行っており、全日本不動産協会と意見交換をしている。

調査士会ADRセンターに関する事項として、筆界特定とADRの連携が効果的に行われるように、引き続き協議をしていきたい。また、法テラスのデータベースの整備について、法テラスと協議している。

研究所関係

連合会 常任理事(研究所長)三田哲矢

従来、研究所の研究員については新旧の研究所役員等の推薦等を基に選任していたが、本年度からは研究活動における方針を各会に伝え、推薦いただいた。



研究テーマについては、表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究として4項目である。

- ① 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究
- ② 測量技術に関する研究「最新技術に関する研究」
- ③ 土地家屋調査士業務に関する研究「不動産取引に関する研究」
- ④ 土地家屋調査士を取り巻く社会問題に関する研究
地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化として、11月9日の「地籍問題研究会 第26回定例研究会」において、変則型登記の解消について発表をする。

災害対策本部から報告事項

台風15号による千葉会の被災報告を受け、千葉

会へ事務運営費200万円を給付することを決定した。その返礼と報告が千葉会秋山会長よりあった。台風15号による会員の被害状況は、人的被害はなく物的被害が77件(SNS等の情報収集のみ)であった。県下54の市町村のうち、51の市町村と災害協定を締結しており、要請があった市町村へは被害認定調査に当たった。今回は風害とあって一次調査だけではこと足りず、二次調査である建物の内部を調査しなければならなかった。

以上、連合会執行部が「会務報告総括・施政方針」及び「各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明」を示し、単位会会長の質疑応答が2日目まで続き、了承・確認された。事前に書面による質問・要望等が寄せられており、会議時間を有意義な時間として使った。

質疑応答が終わり、意見交換・情報交換がされた。会費を議題とした話があり、幾つかの単位会から会費値上げの話があった。会員減少に伴い財源確保が困難になっている状態である。証紙制度(比例会費制度)をやめて値上げする会もあり、オンラインの普及とともに証紙制度維持が難しくなっているようである。証紙制度を実施している単位会は証紙使用報告を義務にしたり、証紙使用台紙と事件年計表を

比較してチェックしたりしているようである。建設的な意見として、オンラインで証紙制度を実施するのは困難であるので、登記完了証用紙を各单位会指定にして、それを証紙のように取り扱ってはどうかという意見もあった。

来年は制度制定70周年を迎えることで提案があった。連合会の総会において、国旗と連合会旗が掲げられているが、国家斉唱をしてはどうかという意見があった。調査士は、国家資格であり、物事の始まりのケジメとして国家斉唱をすべきという理由であった。

終わりに

今回の全国会長会議は、連合会の会務報告総括・施政方針及び各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明に対する単位会会長による要望や質疑がされ、その後、単位会会長による意見交換・情報交換が行われた。

各会員が積極的に情報を収集することが土地家屋調査士制度を守ることに繋がると感じた。

広報員 田村佳章(神奈川会)

土地の表示に関する登記の沿革(12)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



5 表示に関する登記制度の創設(登記簿・台帳の一元化)

(1) 登記簿・台帳の一元化作業の実施

a 税務署から土地台帳の移管を受けた登記所では、土地台帳事務を行う一方、従前からの不動産登記事務を処理していた。登記所では、登記簿と台帳との統合一元化を実施する前提として、登記番号順に編てつされた登記簿(会報No.747号8ページ参照)を地番順に編てつするため、登記簿のバインダー化作業を実施した(昭和26年法律第150号附則3項、昭和26年法務府令第110号附則2項)。

b 全国の登記所における登記簿のバインダー化作業の進捗状況を踏まえて、登記簿に台帳の機能を持たせて(登記簿と台帳の一元化)、土地・建物の現況を常時明確にする(表示に関する登記制度)等のため、不動産登記法が改正される(昭和35年法律第14号第1条)とともに、土地台帳法(昭和22年法律第30号)及び家屋台帳法(同年法律第31号)が廃止された(昭和35年法律第14号第2条)。

c 全国の登記所では、法務大臣から登記簿・台帳一元化作業を完了すべき期日の指定を受けて、計画的にこの作業を実施した(注)。

登記簿・台帳の一元化作業は、登記簿・台帳一元化実施要領(昭和35年4月1日民事甲第685号民事局長通達)に基づいて実施された。

d 土地台帳に基づいて登記用紙の表題部に移記した場合、土地台帳は当分の間保管するものとされた(前掲一元化実施要領第19第2項)。

(注) 昭和35年法律第14号附則第2条は、次のように規定していた。

第2条 登記所は、第1条の規定による改正前の不動産登記法の規定による土地又は建物の登記用紙の表題部を同条の規定による改正後の不動産登記法の規定による登記用紙の表題部に改製し、未登記の土地又は建物で土地台帳又は家屋台帳に登録されてい

るものについては、表題部を新設しなければならない。

2 前項の規定による改製及び新設を完了すべき期日は、各登記所について法務大臣が指定する。

(2) 表示に関する登記の実施

ア 一元化指定期日

a 昭和35年法律第14号による改正法律は昭和35年4月1日から施行された(昭和35年法律第14号附則1条)。しかし、表示に関する登記手続に関する規定は、各登記所ごとに、一元化指定期日の翌日から適用され、昭和35年4月1日から一元化指定期日までの間は、上記改正法律第2条によって廃止された土地台帳法に関する規定が適用された(注1)。すなわち、昭和35年4月1日以降、一元化指定期日が指定された登記所においては、その日の翌日から表示に関する登記が実施されたが、一元化指定期日が指定されていない登記所においては、一元化指定期日までは土地台帳事務を行っていたのである。

b 一元化指定期日は、昭和35年から実施され、土地台帳法の適用がなかった伊豆七島を除き、昭和45年に完了した(注2)。

イ 地積測量図の保管開始時期

a 旧不動産登記法当時においては、地積測量図は、土地所在図とともに、土地図面綴込帳に編てつし(旧不登細則15条ノ2第1項)、永久に保管すべきこととされていた(同細則37条ノ4第1項本文)。

b 土地図面綴込帳に編てつして永久保存とされている地積測量図は、不動産登記法に基づく地積測量図であって、土地台帳法に基づく地積測量図ではない。すなわち、現在、登記所に保管されている地積測量図は、一元化指定期日の翌日(各登記所ごとに表示に関する登記に関する規定が適用された日)以降に申請のあった分筆の登記等の申

請書に添付されたものである。地積測量図の保管開始時期は、各登記所ごとに異なることに留意する必要がある。

そして、登記所適正配置計画に基づいて多数の登記所が統合・廃止された現在、統合・廃止された登記所ごとに一元化指定期日が異なる結果、統合後の登記所においては、統合・廃止された登記所の管轄区域ごとに地積測量図の保管開始時期が異なることになる。

土地家屋調査士は、依頼者等から、登記所に保管されている地積測量図の保管の有無について、これらの経緯を踏まえて、説明することが求められるよう。

- c. 地積測量図は、分筆登記の申請書に記載された地積の表示が間違いないことを明らかにするための機能(面積積算機能)とともに、登記された一筆地の現地における特定を可能にするための機能(現地特定機能)がある。

土地台帳における地積測量図は、面積積算機能のために提出が求められていたため、台帳への登録が終われば、一定期間経過後に廃棄された。これに対して、表示に関する登記における地積測量図は、面積積算機能とともに、現地特定機能が期待されるため、永久に保存されている。

なお、表示に関する登記制度創設当時は、法律が予定するような正確な地積測量図が登記所に提出されれば、将来的にはこれらの地積測量図をつなぎ合わせることによって法17条地図を作成することが可能である、との議論があった(注3)。しかし、当時、登記所の職員が地積測量図に基づいて法17条地図に分筆線を正確に書入れができるかが危ぶまれたため、地積測量図を永久保存にしたようである(注4)。

- (注1) 昭和35年法律第14号附則第3条は、次のように規定していた。

第3条 この法律施行の後指定期日までの間は、各登記所の管轄区域内の土地及び建物に関しては、この法律による他の法律の改正又は廃止にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 第2条の規定による廃止前の土地台帳

法及び家屋台帳法の規定を適用する。ただし、……。

- (注2) 全国の各登記所の一元化指定は、拙著「公図と沿革」927ページ以下に掲載されている。

(注3) 清水湛元民事局長は、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(3)」(登記インターネット2巻8号33ページ)において、地積測量図の提出の趣旨について、「地積測量図が法律に予定するような形できちっとした形で作られるということであれば将来は地積測量図をみんなつなぎ合わせていけば、立派な17条地図ができるという理論的な前提が確かにあったと思うんです。」と述べている。

(注4) 香川保一元民事局長は、前掲書(登記インターネット2巻8号32ページ)において、地積測量図を永久保存とした経緯について、「当時いろいろ議論はあったのですが、つまり、一元化した後、分筆のときの地積測量図というのは、これは相当精密なものでないといかないということであったのです。ところが、実際分筆線を公図に入れることは、技術的にも相当無理があったと思います。それで地形図と地積測量図を永久保存にしておこうというふうなことで落ち着いたと思います。」と述べている。

また、香川・前掲書(登記インターネット2巻8号33ページ)は、「……しかし、やろうとしても(筆者注：登記官が、地図に分筆線の書入れをしようとしても)いい加減な線しか書けないだろうと、そういうふうな見込みで、地積測量図は付属書類なのだけれども、これは永久保存にしよう、そういうふうにしたと思うのです。」と述べている。

- (3) 表示に関する登記制度発足後における旧土地台帳附属地図の取扱い

a 土地台帳法施行細則(昭和25年法務府令第88号)第2条第1項は、「登記所には、土地台帳の外に、地図を備える。」と、また、同条第2項は、「地図は、土地の区画及び地番を明らかにするものでなければならない。」と規定していた(以下、本項におい

てこの地図を「旧土地台帳附属地図」という。)

旧不動産登記法第17条は「登記所ニ地図……ヲ備フ」と、また、同法第18条第1項は「地図ハ一筆又ハ数筆ノ土地毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各筆ノ土地ノ区画及ビ地番ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス」と規定していた(以下、本項においてこの地図を「法17条地図」という。)(注1)。

- b 土地の表示に関する登記は、最初に、日本領土内の土地のうち行政区画内のどこに存在するかを明らかにするため、「土地の所在する市、区、郡、町、村及び字」が登記され、そして、当該一筆の土地の「地番」、「地目」及び「地積」が登記される(不登法34条)。

しかし、これらの登記事項からは、ある行政区画の中の土地であること、何番という番号を付した土地であること、何の用途(地目)に用いられている土地であること、面積は何平方メートルであることは分かるが、この登記された土地は、現地での位置、筆界を具体的に明らかにすることはできない。このため、「登記所ニ地図ヲ備」へ「各筆ノ土地ノ区画及ビ地番ヲ明確」にした(旧不登法14条2項)地図を備え付けることにしたのである(同条1号)。

そうすると、法17条地図は、登記簿の記載とあいまって、登記された土地の位置及び筆界すなわち区画を明確に表示するものでなければならない。すなわち、法17条地図は、登記簿において観念的に記載されている各筆の土地の区画線を、現地において具体的に特定することが可能なもの(現地復元性あるいは復元能力を有する地図)でなければならないことになる。

そこで、旧土地台帳附属地図について、法17条地図の適格性が問題となる。

- c 当初、法務大臣から各登記所の登記簿・台帳の一元化期日指定がされると、その都度、民事局長から各登記所に、法17条地図が整備されるまでの間は、旧土地台帳附属地図については、便宜、従前どおりの取扱いをすること、そして、同附属地図は、法17条地図についての謄本や閲覧請求に関する規定(旧不登法21条1項)の適用がないことについて、個別に通達がされた(注2)。

また、昭和36年、登記簿・台帳の一元化指定

期日後における旧土地台帳の閲覧又は謄本の交付請求については、当分の間、従前と同様の取扱いによること、そして、この場合の手数料は徴収しないこと、とされた(昭和36年3月2日民事甲第534号民事局長通達)。

- d そして、昭和37年10月8日民事甲第2885号民事局長通達は、旧土地台帳附属地図は、法17条地図ではないので、その誤りの訂正の申出があったとしてもこれに應ずるべきでなく、また、一般的に旧土地台帳附属地図の整理が必要はないものと解してよろしいかとの照会に対して、法17条地図が整備されるまでの間は、便宜従来どおりの取扱いをし、その手続については、不動産登記事務取扱手続準則の法17条地図に関する取扱いの規定に準じて処理するのが相当である、と回答した。

また、前掲通達は、土地台帳事務における地図の修正手続について、なお書で、土地台帳事務取扱要領により地形図の提出を要する場合において、地図の記載が土地の現況と相違するため、現況による地形図に基づく地図の修正又は訂正が困難なものについては、地形図の提出を要しないこと、この場合における地図の修正又は訂正は、申告書に添付された地積測量図に基づいて可能な範囲において(例えば、地図に正確な分割線を記入することができない場合は、おおよその位置に分割線を点線(又は朱線)で記入して分割後の地番をそれぞれ記入し、又地図の記載が土地の現況と著しく相違するため、右の手続をもできない場合は、「5の1、5の2に分割」の振り合いで記載する。)修正又は訂正をすれば足りることを指示した。この取扱いが、法17条地図が整備されるまでの間における旧土地台帳附属地図の修正作業に多用された地域があるようである。これは、国土調査における地籍図の筆界未定地の「プラス表示」類似の取扱いである。

- e このような通達もあり、当時、登記所では、今後、法17条地図が整備されるのだから、旧土地台帳附属地図は、法律上の根拠もないし、いい加減に取り扱っても差し支えない、との風潮があった(注3)。旧土地台帳附属地図受難の時代である。(注1) 香川保一元民事局長は、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望

(3) (登記インターネット2巻8号31ページ)において、「昭和三五年の一元化等の不動産登記法の改正の中に、法第一七条において、登記所に地図及び建物所在図を備えるという規定が設けられました。これは当時の大蔵省の主計官が相当抵抗しまして、「法律でそういうふうには書くと必ず香川さん、地図整備という予算要求が出てくるんじゃないですか」という心配をしているのです。そのときに、彼が心配していたのは国調の関係の予算措置というのがこういうことになっているのだと、あれは国費が全部ではありませんから、それで積算すると登記所の地図というのはものすごく金がかかるというふうなことで、だいぶ心配していたのです。それで、その趣旨は、要するに財政事情の許す限り地図を整備するというようなことだということ、大蔵省も納得したのですが、その当時、地図の関係というのは修理というか、マイラー化とか何かで、相当手厚い予算措置はしてくれていたのです。それがあるからそれが完了してからという考えもあったと思うのです。」と述べている。

(注2) 内海一「改訂不動産表示に関する登記精義」83ページ

(注3) 清水湛元民事局長は、前掲書(登記インターネット2巻8号31ページ)において、「私が三課に局付として行ったのは昭和四〇年か四一年からだったと思いますが、地図問題という

のはそのころからすでに大きな問題でして、一七条の地図なり建物所在図があればいいのですが、それがほとんどない状況で、土地台帳付属地図の取扱いをどうするかということが、行政的には大きな問題だったように記憶しています。一元化の法律の説明に際し、土地台帳付属地図は一七条地図ではない、これは法的な設置根拠を失ったということが言われ、理論的には全くそのとおりだと思うのですが、それがいささか現場には強く響き過ぎて、旧公図、土地台帳付属地図は、そのまま手入れしないでお蔵に入れておけばよろしいというような議論が、かなり強くされていたような気がするのです。そのために、例えば昭和四〇年前後の事情ですが、分筆がありましたも、土地台帳付属地図に分筆線を入れないということがあった。入れろといったって入れることができないような不正確な地形図的な公図も多くあったということも、もちろん一つの理由としてはあるのだろうと思うのですが、そういう問題がありました。そろそろ日本全国が経済の高度成長で、土地を多数に分割して譲渡するという時代が始まり、分筆の登記が非常に増えてきたという状況が背後にはあるのですが、そのころから、公図の扱いをどうするか、このままでよいかということが非常に大きな問題になってきたように思います。」と述べている。

(次号へつづく)

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 70

三重会 『「測っ虎」参上!!』

三重県土地家屋調査士会 広報厚生部 境 幸一

この原稿を、なぜ私が書いているのか、それについては長くなるので割愛します。

今回は、三重県土地家屋調査士会の公認キャラクター「測っ虎」(はかつとらと読みます。)の紹介をさせていただきます。以下にイメージを羅列します。皆さん想像してみてください。

まず外見ですが、パッと見猫のようにも見えますがトラです。「測っ虎」と言うてますからね、トラです。トラで想像するのは、私なんかは阪神タイガースのトラッキーかぎゅーとらのトライクン(三重県内の総合食品スーパーのキャラクター)ですが、この二人(二匹?)はシュッとスマートでクールなカンジですが「測っ虎」はちょっとポチャッと親しみやすい感じ(ゆるキャラ系?)。そのポチャとしたトラが頭にチョンマゲを結びサムライの格好をしています。なぜサムライなのかといいますと(勘のイイ方ならお気づきだとは思いますが)、土地家屋調査士がサムライ業と呼ばれていることにかけています(ひねりが無いのですが)。サムライなので腰には刀に代わり三角スケール(土地家屋調査士用)を差し、手には杖代わりに紅白ポールを持っています(木製2m、伸縮しないタイプ)。装いは、衿に「三重県土地家屋調査士会」の文言、胸に「調」の家紋の入ったハッピを羽織り、袴を履き、足元は白タビ、セッタを履

ています(上士なのかな?)。全体的なイメージとしては、伊能忠敬の測量隊の一員を彷彿させる格好をしています。顔は、目が特徴的で愛くるしい目をしていますが、外見がポチャッ(3回目)とした体型なのでポーとしているようにも見えます。ただ、仕事モードに入ると精悍な顔つきになります(たぶん)。

次に名前についてですが、その前に「藤堂高虎」って知っていますか。豊臣後期から徳川前期に名を上げた武将です。歴史好き、特に戦国好き「信長の野望」をプレイしていた世代は詳しいと思いますが。その藤堂高虎という武将は、関ヶ原の合戦での功績等により外様でありながら徳川家康に信頼され重用され、現在、三重県土地家屋調査士会館が建っている津市のある伊勢国(津藩)の藩主となった人です。「測っ虎」は恐れ多くも、その方にちなみ命名されています。これまでの情報でイメージできましたでしょうか? 答え合わせは、三重県土地家屋調査士会のホームページをのぞいてみてください。トップページにて「測っ虎」がお出迎えます。

さて、その三重会広報キャラクター「測っ虎」ですが、広報活動にフル活躍してもらっています。近いところではポケットティッシュ・うちわ・ボールペン等に印刷しています。うちわは夏限定ですが、かなり評判が良く法務局に置かせてもらっている分



など直ぐになくなってしまいます。ポケットティッシュと違い絵が大きく描かれていて分かりやすく、小さい子供にも大人気です。今回一新しました三重県土地家屋調査士会の封筒にも表示するようにしました。会員向け郵便物はもちろん、対外向け郵便にも使用するので、広報活動に一役買ってくれることを期待しています。

また、「測っ虎」のデジタルデータを会員向けに配布して名刺、事務所用封筒等に使用できるようにしています。今回LINEスタンプも作成しましたので、一度検索して見てください。気に入ってもらえたら買っていただき、知り合いにも紹介していただけたら

幸いです。あと、「測っ虎」の着ぐるみも紹介したいのですが、当会某広報部員の私物であり今回許可を取っていませんので、又の機会にさせていただきます。

以上簡単ですが当会の「測っ虎」を紹介させていただきました。

*なお今回この原稿を作成するに当たり、各所機関等に許可確認等は取っておりません。よって間違い誇張表現が含まれているかもしれません。基本インターネットからのコピペは行っておりませんが、類似表現等が含まれておりましたら大目に見てください。



熊本会

『Let's Try Treasure Hunting (トレジャーハンティング) 2019 in 大津北小学校』

熊本県土地家屋調査士会阿蘇大津支部 副支部長 川上 宏

令和元年9月30日に、熊本県土地家屋調査士会阿蘇大津支部で開催する初めての事業を行った。

これから遡ること2年前、私の当時小学2年生の子供から「父ちゃんの仕事ってどんな事してるの」と質問をされ、子供に分かりやすく上手く説明することができなかった。

それならばと、熊本県土地家屋調査士会で行っている「地上絵プロジェクト」を参考にして、子供たちに測量機器に手を触れさせ、実体験させてみようと思ひ、支部会員に相談したところ、「それは良い事だ。」「私達土地家屋調査士のPRにも役立つ。」等の賛成意見を多々頂き、熊本会の地上絵プロジェクトの委員長に児童数は何人位が妥当かと尋ねた結果、「初めて行う場合は少人数(20～30名程度)が望ましい。」との返答を頂き、今回の事業計画がスタートした。

まずは、阿蘇大津支部の管轄である各市町の小学校に赴いての事業なので、各市町の教育委員会を訪問し、小学校校長会が月1回程度実施されるとの説明を受け、関係資料を持参し校長先生方の前で説明を行い、今回事業を実施した「大津町立大津北小学校」に決定した(私の子供が通っている小学校は1学年100名弱なので人数的に残念ながら無理であった…)。

開催に当たり、大津町立大津北小学校の佐賀校長先生と学校行事等に支障がない時期での開催を念頭に開催日時等大まかな打合せを行い、これを基に事業計画書の作成に着手した。支部長の山村修司会員や前述している熊本会の委員長に連絡を取り合い40～50時間程度を費やし事業計画書や関係資料の作成が完了した。また、当日は子供たちが主役であり良い思い出になればと思ひ、熊本県内のラジオ局を除くマスコミ各社及び大津町教育委員会に後援・取材依頼を行い、全て後援OKとの承諾を頂くことができた。

これらを踏まえ阿蘇大津支部の会員に参加を募り、全会員の半数以上の17名もの会員が募った。そして、熊本会の援助を頂き県内の会員の先生方9名のご協力を頂くことができた。事業計画書を基に参加される支部の会員と共に5回程度の全体会議を行い、紙面上での事業計画は完成し事業実施当日を迎えることとなった。

事業実施日を迎えるに当たり、一週間前より週間天気予報で調べた結果、当日は曇り後雨(60%)との結果を得ていたが、実施日の前日に山村支部長及び佐賀校長先生との電話協議の結果「実施する。」との結論を得た。この様な経緯を踏まえ事業実施当日

を迎えた。天気予報は大きく外れ快晴、そして酷暑の中、子供たちと共に無事事業開催を迎えることができた。

事業当日の順序は、歩測講習→GNSS機器での計測実習→グラウンドに30・60・90度の角度を使いTSを用いて大きな三角形を描く→歩測によってこの三角形の中心部付近に埋設した宝探し→ソフトボールの遠投を行い、この飛距離測定を各子供たちに実施させた。最初の歩測講習時には子供たちは全員緊張したように見受けられたが、次のGNSS機器やTSを使用する際には手に触れたこともない機械に子供たちは興味津々となり、各々こぞって機械に手を触れることにより緊張もほぐれてきたように感じた。また、子供たちは宝埋設地点よりズレても±20～50cm程度のピンポイントで宝を発見することもでき、私達土地家屋調査士も非常に感心した次第である。飛距離測定においては、通常の学校においては50mテープにてスポーツテスト等で計測を行っているが、今回は子供たちにTSを使用し「ミリ単位」にて計測を行わせ、子供たち、そして小学校の先生も参加され、笑顔が溢れた事業を無事終

ることができた。

また、当日は地元新聞社と地元民放テレビ局からも取材に来ていただくことができ、子供たちも良い思い出になったと感じることもできた。

当初思っていた「失敗したら…」の不安感も払拭され、大津北小学校の佐賀校長先生をはじめとする先生方、子供たち、今回の支部事業に参加された会員の先生方の笑顔で無事終わることができたので、私自身も非常に満足いく結果を迎えられた。

最後に今回の事業実施にご協力を頂いた「熊本県土地家屋調査士会」、「熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」、参加された土地家屋調査士の会員方、そしてこの取組を快く迎えてくださいました大津町立大津北小学校の佐賀校長先生をはじめとする職員の皆様、5・6年生の児童の皆様に厚くお礼を申し上げます。

以上、拙い文章ではございますが、熊本県土地家屋調査士会阿蘇大津支部事業「Let's Try Treasure Hunting（トレジャーハンティング）2019 in 大津北小学校」の寄稿とさせていただきます。



第21回 弁護士業務改革シンポジウム

日本弁護士連合会(以下「日弁連」)主催の業務改革シンポジウムは第21回を数え、弁護士業務の諸問題についての必要な調査・研究を行い、業務の発展に資する目的で開催されているものである。

21回のうち、同志社大学で開催されるのは2回目で、ロースクールを含め、法学研究でも非常に力を注いでいる。開会に先立ち、寒梅館ハーディーホールにおいて、菊地裕太郎氏(日弁連会長)、西脇隆俊氏(京都府知事)、門川大作氏(京都市長)、藤澤義彦氏(同志社大学副学長)、三野岳彦氏(京都弁護士会会長)からの挨拶があった。



本シンポジウムは11もの分科会及び1つのセミナーが開催され、テーマは以下のとおりである。

1. 法律事務所の事業承継について
2. やっときた!もうすぐ実現、e裁判。次はAI考えよう。
3. 自動運転の普及と弁護士費用保険の拡大
4. eスポーツの現状と法的課題
5. 行政手続における弁護士の関与業務の展開
～健康保険医療、税務、生活保護の現場で～
6. 「事業承継」その先へ～弁護士による事業承継の対応や承継後の事業維持・発展に向けた弁護士の役割～
7. 事務職員活用の新展開
8. 真の企業競争力の強化に向けた企業内外の弁護士実務の在り方
9. 公金債権管理における弁護士の関与と福祉的配慮

10. 民事信託の実務的課題と弁護士業務
11. 「おひとりさま」支援における弁護士の役割
セミナー 国際調停の最新潮流

時間的な制約や同時並行的に分科会が開催される形式をとっていることにより、全ての分科会を見ることが不可能であるため第1分科会の事務所の事業承継と本シンポジウムの一番人気である第10分科会の民事信託のテーマを選んで取材を行った。

第1分科会 法律事務所の事業承継について

第1分科会における法律事務所の事業承継についてのテーマで調査研究を行っていることについて、土地家屋調査士と弁護士との業務の特異性について関係する。しかしながら、専門資格業という大きなカテゴリーで考えるに、社会的なサービス業として、この事業承継に関しては類似している点が数多くあり、今後の我々の業界での同問題について考えるととても参考になる。

始めに若松敏幸第1分科会長から、廃業と弁護士の引退についての報告があった。アンケートによると弁護士の50%は自分の代で廃業を予定しており、一般的な専門・技術サービス業の統計の16.5%からしても、非常に高いことが特徴となっている。これは「士業」という引継ぎが難しい業務であることが原因とされるとあった。

分科会発表は、以下のとおり。

廃業という選択をした場合、顧客先が新たに業務を委ねられる先を探さなければならず、良い専門家(ここでは馬が合う)に巡り合えるのか不安を抱える。また、専門家の家族が廃業以前に得ていた収入を見込めないことが考えられる。職員も同様に失職した後に新しい職場へ再就職できるのか不安を抱えることになる。失う知的財産として、ノウハウや人脈、事務所のブランドなどがある。

承継の準備として

1. 一緒に業務することが必要(少なくとも5年程度は必要)
(ア)相談に同席
(イ)信頼関係が構築するまでのサポート

2. 円滑に進めるには、後継者が継ぎたくなる事務所にする

(ア)体力・気力・財力があるうちに行う。

(イ)後継者はすぐに決まらない。

などが挙げられた。

経営状況の把握

マクロ的な状況を理解するため、白書などの統計や、土地家屋調査士であれば登記件数の推移などの数字を把握するとともに、地方や都市部における事件の特色を理解していることがベースとして必要である。また、自分の事務所経営をライフサイクル的に創業期、成長期、安定期、衰退期として、どのフェーズにあるのかということ客観的な視点で見つめ、認めることから始めなければならない。また、経営理念などの事務所の経営方針を明確にすることで、何を大切にしているのかということ、後継者に示して、継いだ後の活動について配慮することが価値を高める。

事務所の現状把握として

- ・営業面
- ・経営管理
- ・財務面
- ・組織面
- ・人財
- ・備品
- ・情報

などがあり、事件処理のノウハウなどの知的財産についても重要な財産として忘れてはならない。

事業承継には3つのタイプに分類され、親族承継、従業員承継、M&Aがある。親族承継の問題として、後継者の資格ライセンス取得がある。また親族が資格ライセンスを持っていたとしても、従業員承継を取る場合があるが、後継者として継がせる時から、承継時点までの経営者としての育成過程をどのように行うのかという課題がある。またM&Aでも事務所の価値を経済的に算定することが求められるため、前述の無形の知的財産についての考え方は困難を伴い、そのような指標も少ないことから、お互いが合意形成することは容易ではない。

報告の中では、個人での経営をしている事務所は廃業が多く、また、承継する場合であっても、法人化されているなど、組織的な統合がなされる場合が円滑にいくのではないかと指摘がなされていた。

士業が引退する時期については70歳を境として考えるのが望ましいという意見があり、5年～10年かかるといわれる承継準備には60～65歳に着手

することが重要であるとされていた。

また、複数の資格者のいる事務所に関しては、後継者とならなかった資格者への配慮も考えておかなければ、承継に関してのプロセスで事務所組織のバランスが崩れてしまう懸念があることも指摘されていた。

財政面における承継の課題も小さくない。不動産や借入などの問題、承継の価値の算定が合意できたとしても、月額分割払いなどで、引退する資格者家族への支払をどのように行うのかということも難しい問題である。

第10分科会 民事信託の実務的課題と弁護士業務

民事信託について、土地家屋調査士はなかなか不勉強なところも多くあるが、高齢化社会にはとても有効に使えば大変意義のあるシステムである。民事信託が広く社会で正しく認知され、利用されることに興味がありこの分科会を選択した。信託は、中世ヨーロッパで貴族が戦争に赴く際、自分の財産管理が不在により凍結した状態にならないように、駐在する受託者に委ねる契約が発祥になっている。

日本においては信託法により、信託業務は主に信託銀行が行っていたが、信託法改正により、一般の人が受託者になれ、民事信託の利用が高まってきた。その中、民事信託の業務は司法書士の8割に比べ弁護士が行っている割合が1.5割とあり、今後どのように関わっていくのか検討する部会となっている。

基調講演：民事信託における専門家の役割

(佐久間毅 同志社大学教授・京都大学名誉教授)

民事信託の定義として、講演内では、個人が委託者であり、財産の管理又は承継を主な目的として設定する信託であって、信託銀行などの信託会社が受



託者とならないものとしている。

信託は、信託財産を受託者(例えば息子)に帰属する財産とするが一種の独立性が法的に認められて、その利益が受益者(例:お父さん)に帰属すべきものとされている。受託者には非常に多くの義務が課せられる。

- ・忠実義務
- ・善管注意義務
- ・分別管理義務
- ・帳簿類などの書類保管義務
- ・報告義務
- ・公平義務

信託の問題点として、受託者が財産を利用して、受託者の利益を生むことが多くあり、それを監視する役目がどれほど機能するかである。しかしながら監視の目が厳しすぎると適切な運用が望めなく、メリットが薄れてしまうという側面もある。典型的な特徴として、

- ・委託者の判断能力が低下した時点での設定をされる懸念がある。
- ・相続争いの前哨戦になる。

資格者が関与して、無理のない設定を確保する必要性がある。

また不正として、

- ・管理型信託においては、委託者兼受益者の判断能力の低下での運営。
- ・受託者の責任が重いため、不正への誘惑が大きい。
- ・長期にわたる。

としたものが挙げられる。

講演では平成30年9月12日(金法2104号78)の判決が引用された。

提起された問題点として、

- ・濫用などがないように信託を設定する妥当性の判断を関係者と資格者で十分に確認して行う必要がある。
- ・日本における信託の歴史が浅く、時代背景とともに、解釈する際の事例が多くなく、委託者及び受託者へのリスクに関する説明が十分にされていないケースがある。
- ・専門家のモラル又は努力のみに委ねる傾向にあり、専門家集団などの監督指導体制を自律的に構築する必要がある。

民事信託を普及するための工夫について

信託は、お年寄りの支援だけにあるのではないことが知られていない。例えば、シングルマザーが自分に万が一何かが起こった場合に、その後の子供の生活を任せられる契約があるなど、アメリカでは、そうした信託の仕組みが利用されている。撤回可能信託にも触れられ、自己信託+信託法90条1項2号の遺言代用信託+第二次受益者に受益者の権利を付与するなど、法的な技術メソッドにも触れられた。

また信託の目的の事例として、孫の教育費を祖父が委託者として、受託者が父親であった場合に、扶養義務のある立場である父親が、委託者との契約により、教育費を支払うことに関して、利益に相反する行為であるか否かという議論や、暦年贈与を孫に行う場合のケースで父と子供に関しての事例を題材に議論が行われた。その思考の点として、信託会社が受託者であった場合に、同様の行為が行われるか否かということが一つの判断基準となっている。

シンポジウムに参加して

事務所承継に関しては、現状、経営的に人の動きの数値化(作業日報をつけている。)など、情報化しきれていない事務所が多いのではないだろうか。廃業する事務所も多く、弁護士に比べ、業務期間が短い場合も多く、継ぐべき事務所として認識している資格者も多くないが、廃業が実情として多くなる傾向は、知的財産を失っている業界全体の低迷につながりかねない問題として共通している。

そのため、法人化して承継の準備とする案については、土地家屋調査士にはなかなか難しいか、収入面など全てを曝け出して、承継問題に取り組むにもお互いなかなかストレスが多くなると感じた。

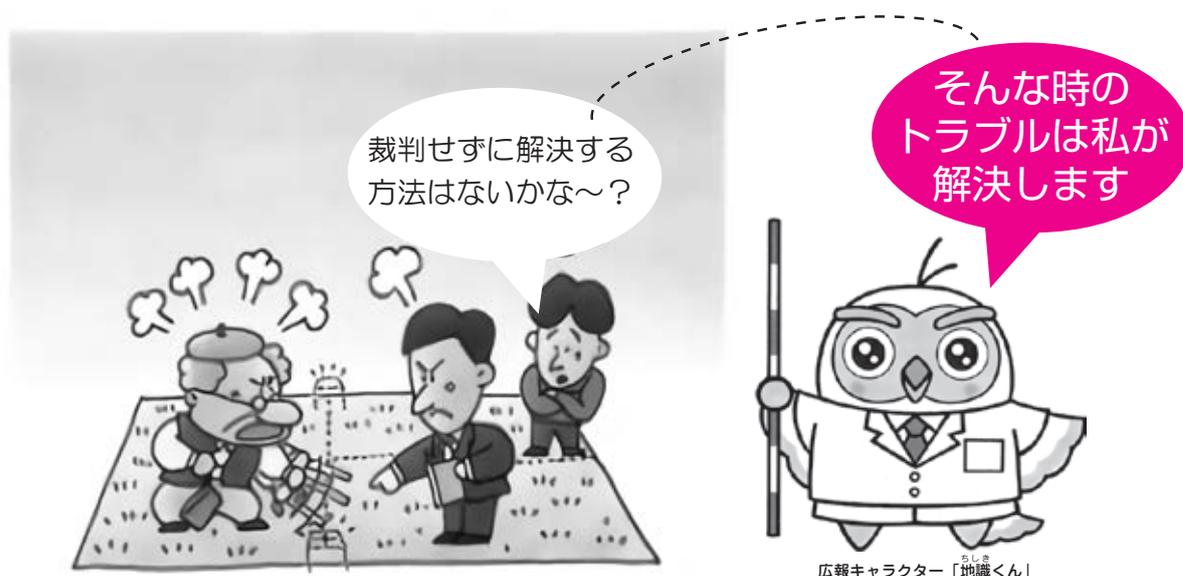
民事信託に関しては、高齢化問題が落ち着いたところに信託事例も充実してくるのではないかということがあり、法的な解釈というのは、新設しても必要な時には機能しないものであると感じた。信託原因として、高齢者から次の世代に登記名義人が変更され、土地の境界立会いの際に、説明しやすい環境に機能的に役割を果たすのではないかと、シンポジウムに参加する前に考えていたが、弁護士をはじめ、信託業務に関わる資格者のモラルが安定せず、無理矢理に設定している事例があるなど、勧める側の問題について、まだまだ発展途上な側面があることを知ることができた。

広報員 藤井十章(兵庫会)

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



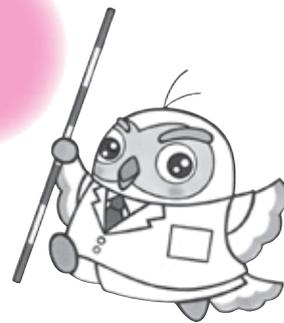
認定

45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

特別研修とは



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再審査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考查（テスト）があります。

1 基礎研修(17時間)：基礎的な視聴研修 (DVD視聴)

第15回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法 (2時間)	ADR代理と専門家責任 (2時間)
民法 (3時間)	所有権紛争と民事訴訟 (4時間)
民事訴訟法 (4時間)	筆界確定訴訟の実務 (2時間)

2 グループ研修(15時間以上)：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修(10時間)：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義(3時間)：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考查：代理人として必要な法律知識の習得を確認 (テスト)

第15回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和2年7月10日(金)から12日(日)
- 2 グループ研修：令和2年7月13日(月)から8月20日(木)
- 3 集合研修：令和2年8月21日(金)、22日(土)
- 4 総合講義：令和2年8月23日(日)
- 5 考查：令和2年9月12日(土)



特別研修の受講体験者の声



特別研修を受けて得たもの

群馬会 木暮隆一会員（第13回特別研修受講・平成29年度）

特別研修は基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義といった形で進行し、どの研修も興味を惹かれる内容でした。特にグループ研修と集合研修は、私が経験したことのない講義スタイルだっただけに、とても新鮮で有意義な時間を過ごせました。グループ研修では数名の班を作り、その班の仲間と課題に取り組みます。班の皆が意見を出し合っているのを聞いていると、皆の意識の高さに驚かされました。それと同時に、同じ問題に取り組んだときの間人同士は、こうも距離が縮まるのかと身にしみて感じました。集合研修では、講師から受講生一人ひとり余すことなく厳しい質問を投げ掛けられました。答えられる質問、答えられない質問といろいろありましたが、講師の先生の考え方や他グループの皆さんの考え方が聞けたのは、今後の業務を行う上でも貴重な経験でした。

今回、私が特別研修に参加したきっかけは、土地家屋調査士会からの「研修には積極的に参加してください。そして仲間を作ってください。」という指導が日頃からあったからです。他会の研修にも参加したことがありますが、どこの土地家屋調査士会も同じ指導をしているように思います。何より私自身そのように思うようになってきましたし、今回の研修でも群馬会のみならず新潟会、長野会の方と研修を共にしましたが、非常に良い関係を作れました。講義で得た知識はもちろん大事ですが、同じ問題を抱えるであろう仲間と出会えたことが何よりの財産になったと思います。特別研修で得たものは素晴らしいものでした。

特別研修考査の合格を祈りつつ

高知会 公文康三会員（第14回特別研修受講・令和元年度）

「特別研修の受講体験者の声」の執筆依頼を何も考えず快諾した後、考査受検の準備に入りました。初めて過去問を解いて驚き、執筆依頼を断るか、取りあえず一度必死で勉強してみるかを悩み、後者を選択しましたが、どうなることか。3月の認定発表をご期待ください。

私は土地家屋調査士試験に合格して、まだ2年目の若輩者です。そんな若輩者でも、境界に関する紛争を多く目にします。どちらの言い分が正しいのか、現場はどうなっているのか、境界に関する資料はあるのか。今まではそのような観点のみで対応していました。しかし、この特別研修を受講してみると、契約の対象物は？時効は成立するのか？どのような解決方法があるのか？というようなもっと視野の広い観点も必要であることを学ぶことができました。紛争は多いものの、申請件数は少なく発展途上の制度ではありますが、「境界の専門家」として今後も自己研鑽し、境界紛争を解決していくことができる能力を持っていたいと思いました。

岡山まで行っての基礎研修（岡山のホテルが取れず大変苦労しました。）、班員の皆と時間を合わせて検討を繰り返したグループ研修、その検討結果を携えて挑んだ集合研修・総合講義、そして運命の大阪での考査…となかなかハードな特別研修でした。しかし、終わってみると一緒に研修を受けた方々と親交を深めることができ、これからの仕事の上でも相談し合える仲間を得ることができました。そして、何より「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うための、高度な専門知識、倫理観に関する研修を受けられたことが、今後の私の土地家屋調査士としての職務上で大きな財産となりました。

第35回

写真コンクール 作品募集

あなたの作品で
会報の表紙を
飾りませんか

メールでの応募も
可能です！

70周年賞
シニア部門・ジュニア部門賞
を設けました！

連合会及び日調連共済会では親睦事業の一つとして、写真コンクールを下記の要領で開催いたします。

今回は、土地家屋調査士制度制定70周年記念として**70周年賞**（シニア部門・ジュニア部門賞）を設けましたので、奮ってご応募ください。

なお、今回から開催時期が変更となっておりますので、締切日をお間違えのないようご注意ください。皆様からのたくさんのご応募お待ちしております。

■ 応募資格

土地家屋調査士会員及びその家族並びに補助者
各土地家屋調査士会事務局職員及びその家族
日本土地家屋調査士会連合会事務局職員及びその家族

■ テーマ

自由（組写真・加工した写真は不可）

■ 応募写真

- ・応募は1人2点までです。
- ・スマートフォンで撮影した写真も応募可能です。

(1) プリントした写真の場合

四ツ切又は六ツ切（デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたもの）

(2) 電子データの場合

電子データで応募された作品は、審査に当たり、A4サイズに印刷します。色合い等についてはイメージと異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 締切日

令和2年2月3日（月）必着

■ 結果発表

令和2年4月頃の予定です。
また、各土地家屋調査士会の定時総会における表彰を予定しております。

連合会長賞（1名）	賞状及び賞金5万円
金賞（1名）	賞状及び賞金3万円
銀賞（2名）	賞状及び賞金2万円
銅賞（3名）	賞状及び賞金1万円
はもに一賞（1名）	賞状及び賞金1万円
70周年賞（各7名）	
＊シニア部門賞	賞状及び賞金1万円
＊ジュニア部門賞 （小学生以下）	賞状及び賞品
入選（数名）	賞状及び賞金5千円

※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部の作品を連合会会報に掲載する予定です。また、一部の作品については、本誌の表紙に使用します。

■ 主催

日本土地家屋調査士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会共済会

■ 審査員

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏
日本土地家屋調査士会連合会共済会長
土地家屋調査士制度制定70周年記念大会委員長（予定）

■ 応募上の注意

- (1) 未発表の作品に限ります。
- (2) 作品の返却を希望される方は、応募票の返却希望欄の「する」を丸で囲み、返送先を記入及び送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、ご応募ください。
※入賞及び入選作品は、返送いたしかねます。
※返信用封筒や送料分の切手が同封されていない場合、返送いたしかねます。
- (3) 応募作品の著作権は撮影者にありますが、作品の優先使用権等は主催者に帰属するものとし、主催者が作成する印刷物や刊行物及びウェブサイト等において無償で使用できるものとし（例：本誌の表紙）。
なお、使用の際には、改めてご連絡いたします。
- (4) 被写体が人物や特定の建造物の場合は、肖像権・著作権の侵害にならないようご注意ください。第三者から肖像権等の侵害の申出があった場合は、応募者において対処いただくものとし、当連合会は一切の責任を負いません。
- (5) 画像の合成、編集、加工は不可ですが、明るさなど多少の画質補正は可とします。
- (6) 応募作品の取扱いには十分に注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。
- (7) 応募された方の個人情報（氏名、年齢、住所等）は、本コンクール及び（3）においてのみ使用します。

■ 応募方法

(1) 郵送で応募する場合

写真の裏面に応募票（このページをコピーしてご利用ください。）を貼付の上、次の宛先までお送りください。

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会 第35回写真コンクール係

※連合会ウェブサイト「会員の広場」（会員専用サイト）の「日調連共済会」ページに、応募票のWord及びExcelファイルを掲載しておりますので、ご利用ください。

(2) 電子データをメールで応募する場合

応募票を添付の上、次のメールアドレスまでお送りください。

rengokai@chosashi.or.jp

■ 問合せ

日本土地家屋調査士会連合会 電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

第35回写真コンクール 応募票			
題名			
フリガナ			
氏名		年齢	
住所	〒		
TEL		メールアドレス	
FAX			
所属会		登録番号	
撮影日時 及び場所	西暦 年 月 日 場所	撮影データ	(※カメラ・レンズ等の機材)
返却希望	する ・ しない	肖像権	<input type="checkbox"/> 確認済み
作品コメント			

- ・土地家屋調査士会員の家族の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と続柄（妻・子等）をご記入ください（例：9999妻）。
- ・補助者の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と補助者である旨をご記入ください（例：9999補助者）。
- ・土地家屋調査士会等の事務局職員の方は、登録番号欄に事務局職員である旨をご記入ください（例：事務局）。

会長レポート

REPORT

10月16日
～11月15日

10月

16日

法務省民事局民事第二課との打合せ(土地家屋調査士法の一部改正に伴う省令(土地家屋調査士法施行規則)案について)

土地家屋調査士法施行規則の改正案について、連合会の意見調整を行い、民事局と懲戒事案や研修に関わる部分等について協議をいたしました。

17日

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムに関する打合せ

全調政連の椎名会長、全公連の榊原会長にも出席いただき、実行委員会の設置等協議し、来年のシンポジウムの成功に向け協力して対応していくことを確認しました。

18日

株式会社きんざい訪問者の対応

土地家屋調査士の情報発信等の協力をお願いいたしました。また、連合会も(株)きんざいも来年が70周年ということで、こちらもお互いの協力体制をお願いいたしました。

19日、20日

令和元年度九州ブロック協議会各部担当者会同九州ブロック各会の皆さんと、出席した連合会役員と共に連合会の今年度の活動報告と意見交換をさせていただきました。また、今後の協力をお願いいたしました。

22日

即位礼正殿の儀への出席

天皇陛下が即位を内外に宣明され、国民に寄り添うという陛下の御言葉に、土地家屋調査士は、依頼者、国民に対し何ができるのか、制度制定70周年に向けて改めて考えてみたいと思いました。

24日

政策要望に関する打合せ

来年度の予算要望、政策要望について、連合会の要望案の作成を行いました。

日本司法書士会連合会との打合せ(変則型登記解消、所有者等探索委員、オンライン登記申請等)

所有者等探索委員やオンライン申請の調査士報告方式について、司法書士会の皆さんへの説明と意見交換を行いました。完全オンラインは、土地家屋調査士が先行しますので、今後の状況についても注視していきたいと思います。

25日

法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会民法・不動産登記法部会第9回会議について)

次回の法制審議会に向けて、連合会として議案に対する意見調整を行いました。

27日、28日

第34回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会
地元千葉会や多くの単位会が、台風・豪雨被害で開催には大変な部分があったと思います。皆さんの熱意と頑張ろうという気持ちで、全国の土地家屋調査士の親睦が図られたと思います。大変ありがとうございました。

29日

第9回法制審議会民法・不動産登記法部会

法制審議会民法・不動産登記法部会の中間試案の公表に向け、地方公共団体のヒアリングとともに、共有制度・相隣関係規定等の見直しについて議論いたしました。

31日

饗宴の儀への出席

皇居宮殿において開かれた饗宴の儀に列席いたしました。天皇陛下から、即位礼正殿の儀への出席

と祝意へのお礼の言葉をいただきました。法務省関係では、19名が列席していました。

30日、31日

不動産登記法第14条地図作成作業の取組に関する打合せ

法第14条地図作成作業への取組について、複数の公嘱協会の方々と、連合会とで意見交換を行いました。地図作成作業の効率化等色々な課題についてこれからも情報共有をお願いいたします。

11月

1日

塩崎恭久衆議院議員との打合せ(予算・政策要望について)

自民党議員連盟会長の塩崎議員と来年度の予算要望・政策要望について、打合せと意見交換を行いました。連合会執行部が代わりましたが、今後とも情報を密にご協力をいただくようお願いをいたしました。

3日

藤木政和氏黄綬褒章受章記念祝賀会

藤木政和先生とは、連合会の理事が同期で業務部時代はよく意見が対立し、当時周りから業務部はいつも喧嘩をしているといわれました。現執行部にもそのぐらい議論を尽くしてほしいと思っています。これからも、色々指摘してください、よろしくお願いいたします。藤木さん、ご家族の皆さん、滋賀会の皆さんおめでとうございました。

5日

東京法務局長離任挨拶の応対

岩山伸二東京法務局長が離任のため連合会へ挨拶に来られました。不動産登記についていい経験をされたとお話しておられました。新潟地検へ転任されるということでしたが、これからも土地家屋調査士を見守っていただけるよう、お願いいたしました。

7日

参議院議員世耕弘成「政経セミナー」

前経済産業大臣から、参議院自民党幹事長に就任され、党内の話や大臣時代の貿易問題にご苦労されたことなど、非常に興味深い話題をお聞かせいただきました。

公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会

公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の先生方に、来年度の予算・政策要望を提出いたしました。14条地図、変則型登記、筆界特定等連合会、政治連盟で要望してまいりました。先生方から、ご理解とご協力の言葉を頂きました。よろしくお願いいたします。

9日

地籍問題研究会第26回定例研究会

「表題部所有者不明土地の解消に向けて」というテーマで、地籍問題研究会第26回定例会が鹿児島で開かれました。鹿児島の門割制度という歴史からの報告など、充実した研究会でした。九州ブロックや鹿児島会の皆さんの協力で、250名以上の出席者があり、盛況の内に終了することが出来ました。これからも、会員の皆様の出席をお願いいたします。

12日

自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」

来年度の予算・政策要望のため、自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会(法務)」に出席しました。組織運動本部長山口泰明衆議院議員、団体総局長櫻田義孝衆議院議員、法務部会長越智隆雄衆議院議員、法務・自治関係団体委員長白州賀貴衆議院議員、前法務大臣山下貴司衆議院議員、務台俊介衆議院議員が出席されました。

15日

法務省民事局民事第二課との打合せ(法制審議会民法・不動産登記法部会第10回会議について)

法制審議会第10回会議について、法務省民事第二課から議題の説明を受けました。今回は、不動産登記制度、土地所有権の放棄、財産管理制度、遺産分割、共有制度に関する議事と盛りだくさんの議題です。

東京法務局長就任挨拶の応対

東京法務局山西宏紀局長が着任の挨拶にいらっしゃいました。検事さんの経験から、境界毀損罪の話などさせていただきましたが、これからは法第14条地図作成やオンライン申請についてご協力をお願いいたしました。

10月

18日

研究所 研究テーマ「国土が抱える問題」会議
 <協議事項>

- 1 研究テーマ「国土の抱える問題に関する研究」について

23日、24日

第3回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 一人法人の設立における課題について
- 5 事務引継書「懸案、留意事項等」への対応について
- 6 令和2年度予算(案)について
- 7 大規模災害対策基金の募金について

第3回業務部会

<協議事項>

- 1 令和元年度業務部事業計画における各事業項目について
- 2 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 令和2年度の業務部事業計画の方針及び予算の作成について
- 5 第5回常任理事会の協議議題について
- 6 第2回全国会長会議の協議議題について

24日

第6回ミャンマー土地登録法制調査研究PT

29日

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第15回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第16回土地家屋調査士特別研修について
- 3 令和2年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同予算(案)について

30日、31日

第3回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会

<協議事項>

- 1 記念グッズの作成について
- 2 登記制度創造プロジェクトについて
- 3 記念式典について

- 4 シンポジウム・祝賀会について

- 5 研究論文について

- 6 各土地家屋調査士会等のシンポジウムとの連携について

- 7 その他記念事業について

- 8 令和2年度予算(案)について

11月

6日

研究所 研究テーマ「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」について

12日、13日

第4回研修部会

<協議事項>

- 1 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 2 年次研修について
- 3 講師団名簿の作成について
- 4 eラーニングコンテンツの制作について
- 5 研修インフォメーションについて
- 6 特別研修について
- 7 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 8 令和2年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

第2回日調連関係規則等整備PT

13日、14日

第4回広報部会

<協議事項>

- 1 マスメディアに向けた広報活動について
- 2 ウェブ広報の充実について
- 3 広報イベントへの参画について
- 4 パンフレット・チラシの増刷について
- 5 広報グッズ制作・購入等について
- 6 社会貢献事業としての活動について
- 7 受験者の拡大に向けた活動について
- 8 土地家屋調査士白書の作成について
- 9 社会貢献事業としての人材育成について
- 10 内部に向けた組織強化のための広報について
- 11 会報の編集及び発行に関する事項について
- 12 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集について
- 13 令和2(2020)年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 14 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

第4回総務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法の一部改正に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの改正について
- 2 土地家屋調査士法の一部改正等に伴う日本土地家屋調査士会連合会関係規則等の見直しについて
- 3 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の改正について
- 4 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和元年追加)」について
- 5 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 6 令和元年度第2回全国会長会議及び令和2年新年賀詞交歓会の運営等について
- 7 綱紀に関する担当者会同の開催について
- 8 総務部において検討している事項について
- 9 2020年東京オリンピック及びパラリンピック開催に係る会議開催等の対応について
- 10 連合会における令和2年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 11 令和2年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 12 土地家屋調査士会等からの照会対応について

- 13 専門事業者賠償責任保険及び情報漏洩の保険について

14日

第4回社会事業部会

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項について
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 3 土地家屋調査士会ADRに関する事項について
- 4 土地家屋調査士の司法参加に関する事項について
- 5 令和2年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

15日

第2回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略(調査士報告方式)に係る取扱いについて
- 2 法務省が提供する申請用総合ソフトについて

令和2年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：面接のみ ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 受付は終了しました。

B日程 (1)願書受付期間…2020年2月18日(火)～3月2日(月)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2020年3月15日(日) (3)合格発表日…2020年3月16日(月)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学金制度です。本奨学金制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続きを完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎**給付条件**

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC® L&R720点以上、TOEFL (iBT)® 78点以上、GTEC1260点以上、IELTS5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC® L&R550点以上、TOEFL (iBT)® 57点以上、GTEC1050点以上、IELTS4.0以上、日商簿記検定試験2級のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室 047-355-5116 までご連絡ください。

以上

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日

政治連盟の活動と使命

【政治連盟とは】

各業界団体がその職責を全うするために必要な政策要望を、政治活動を通して政府や自治体に求めるため結成された政治団体です。

政治団体は、政治資金規正法及び公職選挙法等により、その活動を組織的かつ継続的に行う団体であり、都道府県の選挙管理委員会に届け出て設立された団体です。

【目的】

全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)の目的は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)と連携し、法改正をはじめとした、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するため政治活動を行い、よって、土地家屋調査士制度の充実・発展と土地家屋調査士の社会的、経済的地位の向上を図ることです。

【これまでの活動】

平成14年、平成16年、平成17年の土地家屋調査士法一部改正においては、事務所の法人化、資格試験制度の整備、懲戒手続、研修・資格者情報の公開、電子申請の導入、筆界特定手続代理関係業務、民間紛争解決手続代理関係業務等について政治家に働き掛け、我々が不利益を被らないよう努力し、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部改正では、土地家屋調査士の活用を働き掛け、空き家等対策の推進に関する特別措置法では附帯決議を獲得、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等での土地家屋調査士の活用方をお願いしている。

【本年の活動】

土地家屋調査士法の一部改正については、参議院会館に出向き参議院の法務委員会メンバー一人一人に法案の可決についてお願いし、法務委員会を全会一致で通過、本会議においても全員賛成で通過させた。また、衆議院においても同様に衆議院第一、第二会館に出向き法務委員会全委員に法案の通過についてお願いし、無事法案が成立した。

令和元年度としての重点活動としては特に日調連、全公連と連携として、全調政連設立20周年、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業イベントの共同開催を掲げ第1回の三者の首脳会議を行った。また、狹隘道路の解消については、先進県である愛知県土地家屋調査士会からシンポジウムの冊子を分けていただき国会議員300名に配布し、将来の法律策定に布石を打ち、全国の各ブロック会議でもお願いをしてきた。そのほか官民境界確定事務の民間事務委託の推進についても、先進県、市、町等の実情を把握して進めていくこととしている(これらは国民の暮らしの安心、安全、防災・減災運動と連動しての政策)。

各单位土地家屋調査士政治連盟(以下「単位調政連」という。)との連携強化も重要な活動であることは言うまでもありません。本年7月～9月にかけて各ブロックへ会長以下幹事長、関係副会長が出向してブロック会議を開催させていただいた。関東ブロックでは、会議の前に豊田俊郎参議院議員から所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和元年6月14日所有者不明土地等対策の推進のための閣僚会議)について講演があった。講演の内容は、今後二年間で様々な所有者不明土地から提案されている問題について解決をしていかなければならない旨の説明があり、また、狹隘道路の解消に向けた法律も策定していきたい等の力強い発言があった。

単位調政連との連携では、各ブロック会議で椎名会長から重点活動について説明があり、佐々木幹事長からは特に情報の共有化の促進をお願いし、また、ホームページの活用方について単位調政連の情報を載せてほしい旨の挨拶があった。出席した副会長からは、総務委員会は規約の改正等について、制度対策委員会は狹隘道路の解消、官民境界確定事務、最低価格制度等についての説明、組織強化委員会はホームページの活用、全調政連のしおりの改正、入会のすすめQ&Aの改正を進めていく等の報告がされた。

各单位調政連からの活動報告に移り各ブロック50会からの報告があった。各单位調政連では国会議員、県議員、市議会議員を顧問に迎え、県等へ

の要望を提出している単位調政連もあれば会員数の少ない会では予算がなく十分な政治活動ができていないなど、全国では温度差が相当あると認識しないわけにはいかないと感じた。また、各会からの要望質問があり、特に地積測量図の作成者の問題(測量士が作成者)は全国でも同じ問題を抱えていることが分かった。会員増強問題では政治連盟の活動が見えない、恩恵がない等の会員からの意見があって思うような会員増強ができない旨の報告や法整備、業
際問題、業務環境整備において他士業団体に比べ遅れをとっている感がある、国土調査法の筆界未定地の解消に土地家屋調査士を利用すべき等の提案があった。これらの意見を生かしながら全調政連と単位調政連との連携を強めていくべきである。

【使 命】

全調政連は、全国の土地家屋調査士の全会員の力を結集し、国民、県民、市民から利用しやすい不動産登記法や土地家屋調査士法の改正の実現に向けた活動を行うことによって、法律専門職としての土地家屋調査士の地位向上を図ることこそ重要であり、土地家屋調査士制度にとって不利益となる法制定、法改正を阻止することも必要欠くことのできない活

動です。さらに、政策要望を、政治活動を通して政府や自治体に求めることも必要なのです。

土地家屋調査士会は、強制加入の法定団体であるため、公職選挙法による選挙支援活動や政治資金規正法による政治的な活動はできません。制度の改善を図るためには、政党や多数の国民の代表である国会議員に法改正の必要性の理解を得る必要があります。

日調連と全調政連は、法的な組織としては別個ですが、その求めるところは表裏一体の関係であります。従って土地家屋調査士の要望を実現するための政治活動は、政治資金規正法に基づく政治団体としての全調政連が行っています。また、公共嘱託業務の受託環境を整備するために、関係団体とも連携を密にして政治活動を推進していかねばなりません。

これらの状況に対して全調政連は、日調連及び関連団体とも協議を重ねながら適切に対応して行く必要があります。そのためには土地家屋調査士の総力を結集した対応が必要でありますので、全調政連の組織の強化に特段のご理解とご協力をお願いします。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
副会長 関根一三

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営するセコム認証サービスにおいて土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証サービスから発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や取消しの手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等にとつて手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人では、登記所が発行する商業登記電子証明書を使用することになりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2 新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

3 留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

(3) 電子証明書のファイル及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、電子証明書のファイルやPINコードを紛失された場合、電子証明書の取消手続後、新規に発行する手続が必要となります。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和元年10月1日付

神奈川 3121 栗原 隼人
 埼玉 2694 宮本 泰雄
 千葉 2212 多田 克己
 群馬 1079 島田 博之
 群馬 1080 福田 雄太
 大阪 3370 赤瀬 丈晴
 愛知 3014 矢澤 宏治
 愛知 3015 酒井 崇
 福井 450 松村 征永
 富山 531 石田 豪紀

令和元年10月10日付

神奈川 3122 飯田 行雄
 群馬 1081 高木 伸
 静岡 1826 槇爪 寛史

令和元年10月21日付

神奈川 3123 富田 広範

登録取消し者

令和元年8月7日付

香川 418 池田 敏信

令和元年8月12日付

札幌 490 佐川 弘昭

令和元年8月27日付

愛知 1702 浦崎 詔雄

令和元年9月10日付

群馬 988 竹西 義介

令和元年9月15日付

福岡 383 田村 弘

令和元年9月17日付

大阪 1740 下農 惣司

令和元年9月19日付

鳥取 351 永井 郁男

令和元年9月23日付

愛媛 827 藤田 仁史

令和元年9月25日付

埼玉 1112 小高菊四郎

令和元年10月1日付

東京 2227 宿谷 福治
 東京 3674 小川 武鈍
 東京 6170 三上 義広
 神奈川 1867 米原 義雄
 埼玉 1079 竹村 晴兆
 埼玉 1537 石島 繁男
 埼玉 1756 坂本 雄一
 埼玉 2359 三和 健二
 千葉 1697 小守 武男
 千葉 2030 山口 仁
 茨城 1015 鯉淵 源一
 栃木 533 小林 繁雄
 長野 1906 原田 昭三
 大阪 1260 西口 佳克
 大阪 1614 大嶋 達興
 大阪 2266 加藤 敏弘
 大阪 3134 加藤 久晶
 和歌山 279 大河内 泰明
 愛知 1668 坂口 眞一
 愛知 1739 石川 量英
 愛知 2035 山本 俊一
 愛知 2378 谷口 將之
 広島 1067 尾尻 公雄
 岡山 1404 野村 昌平
 宮崎 525 竹下 盈紘
 札幌 593 小松 功
 徳島 402 米田 清之

令和元年10月10日付

東京 5646 村上 勝
 神奈川 1804 曾根 幸夫
 神奈川 2032 石渡 義保
 神奈川 2500 佐藤 久平
 埼玉 2019 菅野 利美
 茨城 844 村田 隆志
 栃木 477 新粂 實
 静岡 885 榊 徹
 静岡 1032 藤原 康雄
 静岡 1291 庄司 正
 大阪 2290 吉田 正紀
 兵庫 1149 河口 清

兵庫 1350 中山 喬士
 兵庫 1595 浅沼 勇
 兵庫 2146 田中 政美
 兵庫 2438 池田 邦泰
 愛知 1709 廣田 稔
 愛知 1821 石田 智彦
 愛知 2008 山岸 眞
 愛知 2123 渡邊 満男
 愛知 2215 神谷 勝司
 愛知 2391 井上 暁人
 三重 655 荒井 豊
 岡山 1112 船守 公喜
 福岡 1280 平山 雅敏
 福岡 2141 斉藤 涉
 大分 705 岡田 由美
 鹿児島 856 明石 正隆
 宮城 682 松本 憲雄
 宮城 722 置田 輝雄
 宮城 907 山内 孝明
 岩手 226 菊地 幸男
 岩手 534 長谷川 忠
 青森 342 柿崎 照志
 青森 469 工藤 就三
 香川 590 美濃 純一
 高知 454 近澤 命孝
 高知 604 林 哲也
 愛媛 404 渡邊 知憲

令和元年10月21日付

埼玉 1765 金川 雅夫
 埼玉 1987 高橋 建男
 大阪 1434 加藤 秀治

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和元年10月21日付

千葉 2188 山田 雅男
 大阪 3330 田中 正二

令和元年 秋の黄綬褒章

おめでとございます。

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。



黄綬褒章
今井 充之 (滋賀県土地家屋調査士会)
 平成元年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
 滋賀会常任理事、同副会長、同会長を歴任
 平成30年法務大臣表彰等、67歳



黄綬褒章
尾崎 康弘 (岐阜県土地家屋調査士会)
 昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
 岐阜会理事、同常任理事、同副会長を歴任
 平成28年法務大臣表彰等、63歳



黄綬褒章
工藤 力 (青森県土地家屋調査士会)
 昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴45年
 青森会理事、同副会長、日調連理事を歴任
 平成25年法務大臣表彰等、71歳



黄綬褒章
高橋 健治 (釧路土地家屋調査士会)
 昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
 釧路会理事、同副会長を歴任
 平成30年法務大臣表彰等、71歳



黄綬褒章
福岡 正隆 (兵庫県土地家屋調査士会)
 昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
 兵庫会理事、同副会長、日調連理事を歴任
 平成29年法務大臣表彰等、69歳



黄綬褒章
三好 一敏 (山口県土地家屋調査士会)
 昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴49年
 山口会理事、同常任理事、同副会長を歴任
 平成30年法務大臣表彰等、72歳



黄綬褒章
岡崎 學 (釧路土地家屋調査士会)
 昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
 釧路会理事、同副会長、日調連理事を歴任
 平成24年法務大臣表彰等、71歳



黄綬褒章
中山 正 (神奈川県土地家屋調査士会)
 昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
 神奈川会理事、同常任理事、同副会長を歴任
 平成27年法務大臣表彰等、73歳

※受章者の年令・歴は、令和元年11月3日
 発令日現在です。

ちょうさし俳壇

第415回



「クリスマス」

深谷健吾

十字架も聖書もなくクリスマス
懐き手して首かしげピカソ展
熊の子を拍手で山へ返しけり
首長くして丹頂を待ちに待ち

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

縁側に茶飲み友達菊日和
晩学も余生の糧や花はな「はな」
富士も見え筑波の峰は鴟日和
三尺の近道ができ通草の実

茨城

中原ひそむ

ひたひたと潮さす干潟秋深あきひ
矢尻出る丘に墓あり曼珠沙華
白桔梗供へ曾孫と合掌す
ほどほどに過ごす幸せ九月儘

愛知

清水

正明

旅立ちの柴又駅や十三夜
行く秋や楓のごとき人逝きぬ
瀬張り網一揆の村の鮎落ちる
野分波智恵子抄をも壊しけり

山形

柏屋

敏秋

穏やかな日差し嬉しい老いの秋
母踏めば母踏む音の落葉道
秋の空スカイツリーを低くする
碁敵と割り勘で飲む温め酒

東京

富田

誠二

鳴き騒ぐ七日の命蝉しぐれ
西郷も眺むる先の秋夕焼

今月の作品から

深谷健吾

富士も見え筑波の峰は鴟日和

島田

操

「鴟日和」とは、秋の季語「鴟」の傍題。高い梢に止まり、鋭い声でキーキーと鳴きたてる鴟の声は秋の風物詩。秋は特に縄張りを守るためによく鳴く。秋日和を鴟日和とか鴟の晴と用いることもある。提句は富士山まで見える程の晴れた日、筑波の峰は正に秋日和即ち鴟日和でもある。故郷を活写した佳句である。

中原ひそむ

矢尻出る丘に墓あり曼珠沙華

「曼珠沙華」は、秋の季語。彼岸の頃、地下の鱗茎から花茎を伸ばし、赤い炎のような花をいくつも輪状に開く。田の畦道や墓地などで咲く。矢尻とは縄文時代の狩猟具の弓矢の先端に取り付けて使っていた石器のこと。今ある墓地は縄文時代の遺跡のあった所か。古来よりの丘の墓地と曼珠沙華との取り合わせ妙の佳句である。

清水 正明

旅立ちの柴又駅や十三夜

「十三夜」とは、秋の季語「後の月」の傍題。旧暦九月十三日の夜の月。吹く風ももう肌寒く感じられるところで、華やかな名目とは違い、もの寂びた趣がある。この句の眼目は柴又駅。柴又と言えば帝釈天と寅さん記念館か。上五の「旅立ち」により映画の寅さんが連想され、俳諧味のある一句となつ

た。尚、近くには「矢切の渡し」もあり、季語「十三夜」の斡旋も見事である。

柏屋 敏秋

秋の空スカイツリーを低くする

「秋の空」は、秋の季語。澄みきつた秋空をいう。秋は長雨に見舞われることもある一方、からりとした晴天に恵まれ、眩しいほどの青空の広がることも多い。提句は、秋の空即ち天高し故に、日本一高いスカイツリーを低く見てとった感性が素晴らしい。情景を平明な言葉で素直に読み込んだ佳句である。

富田 誠二

鳴きさわぐ七日の命蝉しぐれ

「蝉しぐれ」とは、夏の季語「蝉」の傍題。蝉時雨とは、蝉が一斉に鳴く様子を雨に例えたもの。この句の眼目は中七の「七日の命」である。蝉の一生は、はかなく短いもの。蝉の必死な様子を詠んだ見事な一句である。尚、「当季雑詠」とは、その季節のものの中から自由に題材を選んで詠むこと。現在の季語は、夏ではなく秋から冬になります。

愛知の清水正明さんが、第三十一回「芭蕉蛤塚忌全国大会」の「ねんりんピック岐阜二〇二〇大垣市実行委員会賞」を受賞。受賞句は「閑かさに力溜める蟻地獄」であります。

全国一斉不動産表示登記無料相談会

高知県土地家屋調査士会 広報部長 岡林友紀

高知会では令和元年8月4日(日)、高知県土地家屋調査士会館にて全国一斉不動産表示登記無料相談会を午前10時から15時まで開催いたしました。

平成26年の全国一斉不動産表示登記無料相談会高知会での相談件数は高知県全域で45件でしたが平成27年には33件、平成28年には42件、平成29年には14件、平成30年には4件と例年無料相談会の相談件数が減少にある中、今年は相談会宣伝の新たな試みとして地元高知新聞テレビ欄で告知2回、高知新聞の中のシニア向け企画「優しい社会へ」広告欄で告知1回、別の日にも高知新聞で告知2回、また30代女性が主な読者層であり毎月20万部の発行部数がある地元情報誌「ほっとこうち8月号」へも広告を掲載いたしました。例年以上に相談件数が増えることを期待して会場内で最大5ブースを確保しておりました。しかし期待とは裏腹に予約件数は2件のまま相談会当日を迎えました…。

高知会では毎週木曜日に会館にて無料相談を受け

付けており、昨年度は相談件数が1年間で10件ほどでありました。相談者にどうやって当相談会を知ったか聞いてみると「最初、司法書士会に相談に行ったら、それは土地家屋調査士に聞いてください、と言われてここへ来た」「市役所で土地家屋調査士に聞いてくださいと言われて来た」「法務局や市役所、法テラスにも相談して最後にここへ来た」といった回答が多くて、最初から不動産の困り事なら土地家屋調査士に！という方はなかなか見受けられなかったです。

今年は相談件数こそ伸び悩みましたが、幅広い年代の方の目に付くところに告知を行ったことで土地家屋調査士という資格の知名度アップに少しでもつながっていくことを願っております。

今回の実績を踏まえ来年度の課題とし、不動産の困り事は一番に土地家屋調査士に相談しようとして一人でも多くの国民の皆様にも思っただけのよう、今後も広報活動を続けてまいりたいと思っております。



高知会会場



地元情報誌に広告掲載

長野会

「安曇野田んぼアートのプロット図」

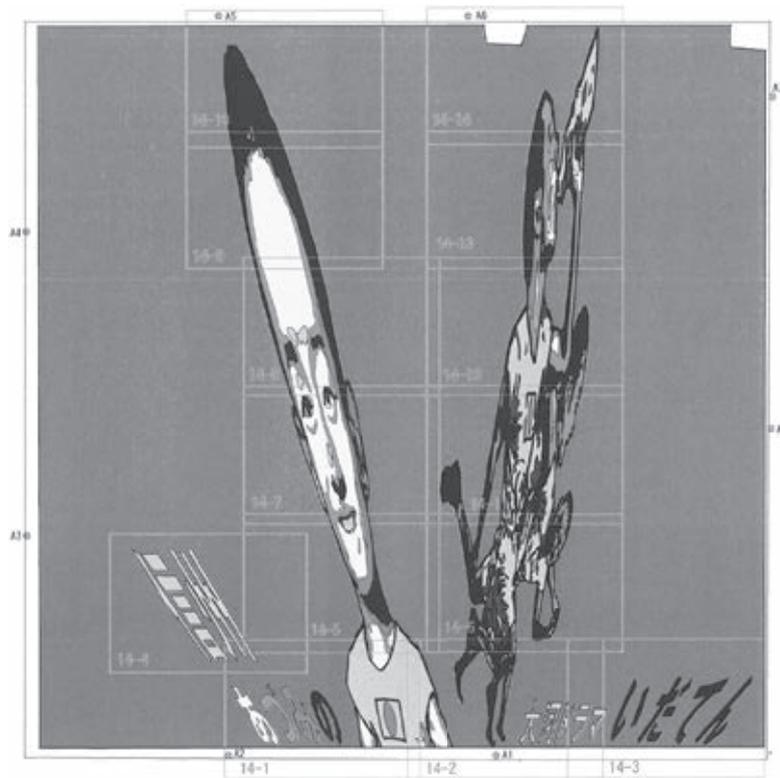


『ながの』第206号



絵柄に使用されている8種類の稲

紫稲	370 m ²
黄稲	170 m ²
赤稲	50 m ²
白稲	240 m ²
濃緑稲	45 m ²
橙稲	125 m ²
食用稲	5350 m ²



この絵を表現するために、3300点もの測点を現地にプロットしたそうです。
ある程度の高さから見ないと、分からないとか。
見頃は8月中旬位までですが、その後も変わりゆく色合いを楽しめるそうです。
是非、皆様、行って見てください。

大阪会



「令和元年度 吹田市地域防災総合訓練 ブース展示のご報告」

公共事業担当副支部長 安田 弘



『滞標』第335号

令和元年9月1日(日)の防災の日に吹田市地域防災総合訓練が千里北公園にて行われました。

当支部は毎年、ブース展示という形で参加させていただいており来場者の皆様にトランシットでの簡単な測量体験や、地籍調査、14条地図の重要性、災害復興時における土地家屋調査士の役割などをPRさせていただいております。

当日、早朝は雲が多く小雨もばらついておりましたが、開始時刻には良い天気となりたくさんの方々にご来場いただきました。

防災訓練は令和元年9月1日午前9時に地震が発生したという想

定で各協力団体協力の下、避難誘導訓練や身を守る訓練、消火訓練等をメイン会場にて実施し、展示ブース会場においては当支部を含め23団体によるブース展示、スタンプラリー、陸上自衛隊のカレーの炊出し等が行われました。

当支部ブースも列ができるほどの盛況ぶりです。小さなお子さん、お父さんお母さん共に初めて覗くトランシットに感嘆の声をあげていました。測量体験をしていただいたお子さんにはアニメジャー、大人の方々にはボールペンをお配りし、土地家屋調査士のPR活動もしっかりさせていただきました。

た。防災訓練終了の13時には本会から頂いたアニメジャー 200個は全てお配りでき、ボールペンもほとんど無くなっておりました。

私は初めての参加でしたので予想を超えるたくさんの方々のご来場に驚き、市民の皆様の防災意識の高さに感心致しました。

このような活動を通じて少しでも一般の皆様へ土地家屋調査士を知っていただけたらと思います。最後に蒸し暑い中、お手伝いいただいた吉田広報副支部長、流王会員本当に有難うございました。



事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテ Map

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担月額 **3,000**円(税別) ◁ お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテ Map」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテ Map」システム説明会開催の

ご相談受付中!

ゼンリンから
講師派遣します

無料

●詳しくはお問合せください → mail:kartemap@zenrin.co.jp

「周年事業」

1年を振り返ると、いろいろなことを思い出されると思いますが、皆様にとってはどんな1年だったでしょうか。私事ですが、先月半ばに結婚20周年の節目を迎えました。取り立てて何か記念になることはしておりませんが、改めて10年後の30周年、20年後の40周年を無事に迎えられることを祈念いたしました。

さて、今月号の「ちょうさし俳壇」を編集していたところ、清水正明会員(愛知会)の作品が気に入り、日調連の会議後に途中下車し、久しぶりに東京都葛飾区柴又に立ち寄ってみました。目的は、少年のころ父に連れられ映画館で観た松竹映画シリーズ「男はつらいよ」の舞台となった地を散策すること。今年映画「男はつらいよ」誕生50周年ということもあり、街の様子がとても賑やかにうかがえました。俳優の渥美清さんが27年間にわたり演じた車寅次郎こと主人公の「寅さん」。ご存じない方もおられるかもしれませんが、渥美清さんは国民栄誉賞受賞者

です。映画の中では「寅さん」が四角い鞆を片手に雪駄履きで全国津々浦々を旅して、その土地土地を背景にマドンナとの恋や人情喜劇が描かれており、私にとっては懐かしく、そしてとても大好きな映画です。気付くと我が家には全作品が揃っておりました。この度、第50作目も制作されたということで、年末の大掃除ついでに1作品ずつ確認しながら新作の居場所を確保しようと考えております。

今年も残すところ数えるほどとなりました。私たち土地家屋調査士は来年(2020年)、表示登記制度創立60周年、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えます。「寅さん」が旅した全国各地で、その土地土地を背景に様々なイベントや記念事業が行われることでしょう。社会とのつながり、私たちの未来を創造しつつ新年を迎えたいと思います。令和最初のお正月、皆様におかれましても新春を健やかに迎えてください。

1年間お疲れ様でした。

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 國吉 正和

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社